

平成 28 年度

# 全国知的障害児入所施設 実態調査報告

全国知的障害児入所施設  
実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会  
児童発達支援部会

# 目 次

調 査 経 過	239
<b>I 施設の状況</b>	<b>240</b>
1. 施設数	
2. 設立年代	
3. 経過的障害者支援施設の指定状況	
4. 児童の出身エリア	
5. 定員の状況	
6. 在籍数の状況	
(1) 在籍数	
(2) 在籍率	
7. 措置・契約の決定率	
<b>II 児童の状況</b>	<b>247</b>
1. 年齢の状況	
(1) 在籍児の年齢の状況	
(2) 在所延長児童の状況	
(3) 入所時の年齢	
2. 在籍期間	
3. 入所の状況	
(1) 入所児数	
(2) 入所の理由	
(3) 虐待による入所の状況	
4. 退所の状況	
(1) 退所児数	
(2) 入退所の推移	
(3) 進路の状況	
5. 家庭の状況	
(1) 家庭の状況	
(2) 帰省・面会の状況	
6. 就学の状況	
7. 障害の状況	
(1) 障害程度の状況	
(2) 重度認定の状況	
(3) 重複障害の状況	
8. 行動上の困難さの状況	

9. 医療対応の状況	
(1) 医療機関の受診状況	
(2) 服薬の状況	
(3) 入院の状況	
(4) 契約制度の影響	
<b>Ⅲ 施設の設定・環境と暮らしの状況</b> .....	269
1. 施設建物の形態	
2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成	
(1) 生活単位の設置数	
(2) 専任スタッフ数	
(3) 児童と直接支援職員の比率	
3. 「自活訓練事業」の取り組み状況	
<b>Ⅳ 地域生活・在宅サービスの状況</b> .....	274
1. 障害児等療育支援事業の実施状況	
2. 短期入所の実施状況	
3. 日中一時支援事業の実施状況	
4. 福祉教育事業の実施状況	
5. 在宅支援サービスの実施状況	
<b>Ⅴ 施設運営・経営の課題</b> .....	278
1. 施設の運営費について	
(1) 加算の認定状況	
(2) 自治体の補助の状況	
2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画	
(1) 障害者支援施設の指定状況	
(2) 今後の方針	
(3) 児童施設の定員について	
(4) 障害種別の一元化に向けた対応について	
3. 在所延長している児童の進路の見通し	
4. 児童相談所との関係	
(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問	
(2) 児童相談所との連携	
(3) 18歳以降の対応	
5. 利用者負担金の未収状況	
6. 苦情解決の実施状況	
<b>調 査 票</b> .....	285

## 調査経過

本調査は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の施設名簿により知的障害児施設、自閉症児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告である。

調査対象 知的障害児・自閉症児施設の協会把握施設（241施設）に送付

調査日 平成28年6月1日

回答数 158施設 回収率 65.6%

- 調査データは、平成28年6月1日を基本とし、27年度（H27. 4. 1～H28. 3. 31）の実績を対象としている。
- 割合は、原則として小数第2位以下四捨五入で表示している。基礎数は回答施設数、定員、在籍数とし、必要に応じて設置主体別の数を基礎として比較している。
- 設置主体は、公立公営（事業団含む）、公立民営、民立民営に分類し、データ報告については、公立と民立に分けているが、この場合の公立は、公立公営・公立民営を総称している。
- 地区区分は、協会の地区区分により9地区に分けて整理している。
- 児童福祉法対象年齢を超えた満18歳以上については、年齢超過児ないし過齢児と記している。
- 「27年調査」「前年調査」の表記は、平成27年度全国知的障害児入所施設実態調査報告をさし、「全国調査」は調査・研究委員会が取りまとめた全国知的障害児者施設・事業実態調査を引用している。
- 総数と内訳の合計数が一致しない項目があるが、不明処理等によるものである。
- 項目間により総数に不一致が見られることがあるが、各々の項目の有効回答を最大限活かして集計したためである。

# I 施設の状況

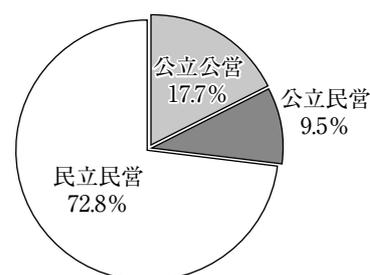
回答施設県別一覧

地区	都道府県	対象施設数	回答施設	回収率	定員	現員	うち措置	契約	充足率	措置率	27年充足率	27年措置率
	北海道	12	8	66.7	292	254	130	124	87.0	51.2	87.2	36.6
東北	2 青森	7	7	100	260	204	33	171	78.5	16.2	77.0	16.3
	3 岩手	5	3	60.0	120	102	38	64	85.0	37.3	87.3	32.1
	4 宮城	2	2	100	70	62	29	33	88.6	46.8	95.7	47.8
	5 秋田	3	1	33.3	50	42	3	39	84.0	7.1	90.0	4.6
	6 山形	3	1	33	30	13	7	6	43.3	53.8	53.3	21.9
	7 福島	8	5	62.5	160	140	73	67	87.5	52.1	90.0	58.3
	小計	28	19	67.9	690	563	183	380	81.6	32.5	83.1	29.6
関東	8 茨城	9	5	55.6	160	152	58	94	95.0	38.2	93.1	36.2
	9 栃木	4	2	50.0	70	74	35	39	105.7	47.3	104.3	43.8
	10 群馬	3	3	100	124	113	40	73	91.1	35.4	91.9	32.5
	11 埼玉	7	5	71.4	260	178	72	106	68.5	40.4	73.3	36.8
	12 千葉	8	6	75.0	241	208	148	60	86.3	71.2	78.8	55.8
	13 東京	6	2	33.3	84	82	41	41	97.6	50.0	94.0	51.9
	14 神奈川	15	7	46.7	300	231	189	42	77.0	81.8	81.0	79.4
	15 山梨	1	1	100	70	50	38	12	71.4	76.0	75.7	73.6
16 長野	1	1	100	30	23	13	10	76.7	56.5	83.3	48.0	
小計	54	32	59.3	1,339	1,111	634	477	83.0	57.1	83.6	51.8	
東海	17 静岡	9	8	88.9	312	219	191	28	70.2	87.2	84.1	79.5
	18 愛知	7	4	57.1	214	180	168	12	84.1	93.3	75.9	79.7
	19 岐阜	2	2	100	90	79	36	43	87.8	45.6	76.7	66.7
	20 三重	4	4	100	145	119	111	8	82.1	93.3	80.0	95.8
	小計	22	18	81.8	761	597	506	91	78.4	84.8	79.1	79.4
北陸	21 新潟	8	8	100	161	124	35	89	77.0	28.2	81.6	32.4
	22 富山	2	1	50	50	27	18	9	54.0	66.7	56.0	64.3
	23 石川	4	3	75.0	100	79	10	69	79.0	12.7	57.5	43.5
	24 福井	1	1	100	30	24	12	12	80.0	50.0	71.4	56.0
	小計	15	13	86.7	341	254	75	179	74.5	29.5	71.6	41.7
近畿	25 滋賀	4	1	25.0	60	30	6	24	50.0	20.0	86.6	16.9
	26 京都	4	3	75.0	110	76	20	56	69.1	26.3	86.4	24.8
	27 大阪	8	5	62.5	240	207	155	52	86.3	74.9	88.0	68.9
	28 兵庫	11	8	72.7	437	409	90	319	93.6	22.0	55.5	38.1
	29 奈良	2	1	50	30	25	15	10	83.3	60.0	81.1	54.5
	30 和歌山	2	1	50	50	42	2	40	84.0	4.8	98.0	71.4
小計	31	19	61.3	927	789	288	501	85.1	36.5	77.8	40.1	
中国	31 鳥取	1	1	100	65	42	24	18	64.6	57.1	63.1	56.1
	32 島根	6	3	50.0	140	45	28	17	32.1	62.2	40.5	48.1
	33 岡山	5	3	60.0	125	111	77	34	88.8	69.4	81.3	75.4
	34 広島	11	6	54.5	201	182	38	144	90.5	20.9	90.4	32.7
	35 山口	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	25	13	52.0	531	380	167	213	71.6	43.9	69.2	45.3	
四国	36 徳島	3	2	66.7	50	47	24	23	94.0	51.1	100	54.0
	37 香川	2	2	100	56	48	22	26	85.7	45.8	87.5	42.9
	38 愛媛	7	4	57	110	97	17	80	88.2	17.5	100	21.3
	39 高知	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	14	8	57.1	216	192	63	129	88.9	32.8	96.2	36.3
九州	40 福岡	8	4	50.0	140	123	94	29	87.9	76.4	87.9	66.7
	41 佐賀	2	2	100	70	49	35	14	70.0	71.4	85.7	71.7
	42 長崎	3	1	33.3	40	38	14	24	95.0	36.8	94.0	27.7
	43 熊本	7	5	71.4	180	143	57	86	79.4	39.9	75.3	40.7
	44 大分	4	3	75	120	104	24	80	86.7	23.1	86.9	37.4
	45 宮崎	5	2	40.0	25	21	11	10	84.0	52.4	84.4	43.9
	46 鹿児島	7	7	100	147	116	34	82	78.9	29.3	91.3	4.3
47 沖縄	4	4	100	82	65	38	27	79.3	58.5	70.6	61.1	
小計	40	28	70.0	804	659	307	352	82.0	46.6	84.3	42.9	
総計		241	158	65.6	5,901	4,799	2,353	2,446	81.3	49.0	80.6	45.8

## 1. 施設数

施設数〔表1〕は、調査対象241施設のうち、回答のあった158施設の状態である。児・者併設型を導入し、本体施設が障害者支援施設となったものも含まれる。

設置主体別では、公立公営28施設（17.7%）、公立民営15施設（9.5%）、民立民営が115施設（72.8%）となっている。公立系施設は、児童福祉法施行当初から障害児福祉の担い手としての公的責任において自治体が施設を設置してきた背景があり、全体に占める比率が高かったが、指定管理者制度、民間委譲が進んでいることから近年減少傾向にある。地区別の公民比率は、民立施設が近畿89.5%、北海道87.5%、中国84.6%、九州78.6%の順に高くなっている。北陸地区は4年前の調査では民立民営が25.0%、公立公営が75.0%と他地区と比較して公立公営の割合が際立って高かったが、民立民営の比率が昨年度調査では41.7%、今年度調査では38.5%となっており、民営化がやや進んでいるようである。



設置主体別の状況

表1 施設数

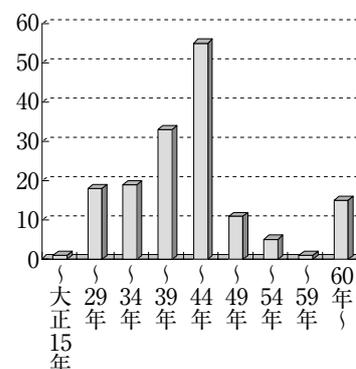
	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	158		8	19	32	18	13	19	13	8	28
%	100		5.1	12.0	20.3	11.4	8.2	12.0	8.2	5.1	17.7
公立公営	28	17.7	1	5	5	4	7	0	1	2	3
公立民営	15	9.5	0	3	3	2	1	2	1	0	3
民立民営	115	72.8	7	11	24	12	5	17	11	6	22
※地区別民立施設比率			87.5	57.9	75.0	66.7	38.5	89.5	84.6	75.0	78.6

## 2. 設立年代

設立年代〔表2〕では、昭和35年から44年の10年間に88施設が設立され、50年代前半で施設設置は概ね済んだといえる。開設40年以上（昭和49年以前開設）が137施設（86.7%）となっている。

表2 設立年代

	施設数	%
～大正15年	1	0.6
昭和元年～29年	18	11.4
昭和30年～34年	19	12.0
昭和35年～39年	33	20.9
昭和40年～44年	55	34.8
昭和45年～49年	11	7.0
昭和50年～54年	5	3.2
昭和55年～59年	1	0.6
昭和60年～	15	9.5
計	158	100



### 3. 経過的障害者支援施設の指定状況

経過的障害者支援施設の指定〔表3〕については、指定を「受けている」施設が98施設（62.0%）、「受けていない」施設が45施設（28.5%）、無回答が15施設（9.5%）となっている。

表3 経過的障害者支援施設の指定

	施設数	%
指定を受けている	98	62.0
指定を受けていない	45	28.5
無回答	15	9.5
計	158	100

### 4. 児童の出身エリア

措置及び支給決定に係る児童相談所の数〔表4〕では、1か所のみは19施設（12.0%）で、2か所が34施設（21.5%）、3か所が31施設（19.6%）、4か所が26施設（16.5%）となっており、2～4か所で91施設（57.6%）となっている。また、5～9か所が31施設（19.6%）、10か所以上が9施設（5.7%）となっており、9割近い施設が2～4か所を中心とした多数の児童相談所との関わりを有している。

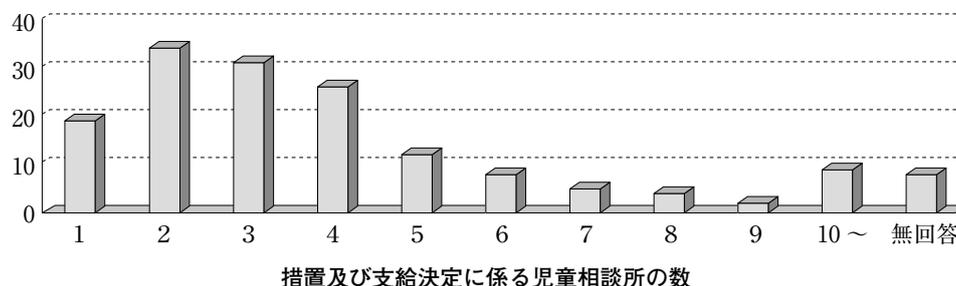


表4 措置及び支給決定している児童相談所の数

か所数	施設数	%
1か所	19	12.0
2か所	34	21.5
3か所	31	19.6
4か所	26	16.5
5か所	12	7.6
6か所	8	5.1
7か所	5	3.2
8か所	4	2.5
9か所	2	1.3
10か所～	9	5.7
無回答	8	5.1
計	158	100

都道府県の数〔表5〕では、1都道府県が102施設（64.6%）と最も多く、次いで2都道府県が30施設（19.0%）、3都道府県が12施設（7.6%）、4都道府県が4施設（2.5%）となっている。

表5 都道府県の数

	施設数	%
1 都道府県	102	64.6
2 都道府県	30	19.0
3 都道府県	12	7.6
4 都道府県	4	2.5
無回答	10	6.3
計	158	100

児童の出身区市町村の数〔表6〕では、6～10区市町村が48施設（30.4%）と最も多く、次いで1～5区市町村が39施設（24.7%）、11～15区市町村が34施設（21.5%）となっている。複数の都道府県の利用や区市町村が多数に及ぶ広域からの利用が児童施設の特徴である。

障害児入所施設の実施主体である都道府県から障害福祉サービスの実施主体は区市町村に移るため、入所児童の退所に向けての移行支援にあたり、多くの出身区市町村と連携を図る必要がある。

表6 出身区市町村の数

	施設数	%
1～5	39	24.7
6～10	48	30.4
11～15	34	21.5
16～20	19	12.0
21～25	6	3.8
26～30	0	0
31～	5	3.2
無回答	7	4.4
計	158	100

## 5. 定員の状況

回答施設の定員数〔表7〕の総計は5,901人、1施設当たりの平均定員数は37.3人で、前年（39.1人）より1.8人減少している。設置主体別にみると、公立系は1,727人（29.2%）、民立は4,174人（70.7%）となっている。

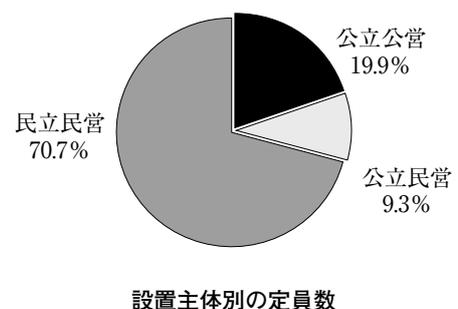


表7 定員数

	定員計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	5,901	—	292	690	1,339	761	341	927	531	216	804
%	—	100	4.9	11.7	22.7	12.9	5.8	15.7	9.0	3.7	13.6
公立公営	1,177	19.9	27	150	354	254	180	0	65	65	82
公立民営	550	9.3	0	160	90	100	10	90	10	0	90
民立民営	4,174	70.7	265	380	895	407	151	837	456	151	632
* 民立定員比率 (%)			90.8	55.1	66.8	53.5	44.3	90.3	85.9	69.9	78.6

定員規模別施設数〔表8〕をみると、定員30人の施設が47施設（29.7%）と最も多く、次いで31～40人が27施設（17.1%）、41～50人が23施設（14.6%）、11～29人が27施設（17.1%）、51～70人が14施設（8.9%）、71人以上が8施設（5.1%）であった。平成13年には定員90人以上の施設が34施設（12.6%）あったことから、大規模施設が減少傾向にあることがうかがえる。定員29人以下の施設が39施設（24.7%）あるが、昭和36年併設施設や平成11年児・者併設型の施設と推察される。

表8 定員規模別施設数

	施設数	%	公立	%	民立	%
～10人	12	7.6	3	7.0	9	7.8
11～29人	27	17.1	9	20.9	18	15.7
30人	47	29.7	10	23.3	37	32.2
31～40人	27	17.1	6	14.0	21	18.3
41～50人	23	14.6	5	11.6	18	15.7
51～70人	14	8.9	6	14.0	8	7.0
71人以上	8	5.1	4	9.3	4	3.5
計	158	100	43	100	115	100

## 6. 在籍数の状況

### (1) 在籍数

在籍数〔表9〕は、4,799人（定員5,901人）である。設置主体別では、公立公営760人（15.8%）、公立民営419人（8.7%）、民立民営3,620人（75.4%）となっている。

男女別では、男3,242人（67.6%）、女1,557人（32.4%）で、男女比は7：3と男子が多くなっている。

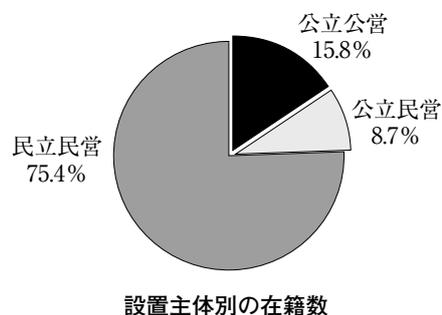


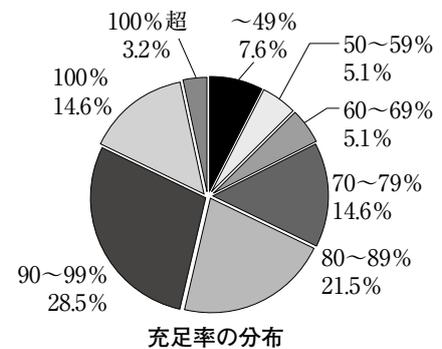
表9 在籍数の状況（全体）

		計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	3,242	67.6	168	407	794	402	180	504	235	121	431
	女	1,557	32.4	86	156	317	195	74	285	145	71	228
	計	4,799	100	254	563	1,111	597	254	789	380	192	659
公立公営	男	524	68.9	6	72	158	104	95	0	28	33	28
	女	236	31.1	3	37	58	62	30	0	14	18	14
	計	760	100	9	109	216	166	125	0	42	51	42
公立民営	男	293	69.9	0	93	45	56	5	43	5	0	46
	女	126	30.1	0	33	25	25	0	16	2	0	25
	計	419	100	0	126	70	81	5	59	7	0	71
民立民営	男	2,425	67.0	162	242	591	242	80	461	202	88	357
	女	1,195	33.0	83	86	234	108	44	269	129	53	189
	計	3,620	100	245	328	825	350	124	730	331	141	546

(2) 在籍率

回答施設全体の充足率〔表10〕〔表11〕は81.3%で、前年に比べて1.7ポイント上昇した。

充足率「90～100%未満」が45施設（28.5%）,「100%」が23施設（14.6%）,「100%超」が5施設（3.2%）で、充足率が90%以上の施設は73施設（46.2%）である。充足率が90%以上の施設を設置主体別でみると、公立8施設（18.6%）民立65施設（56.5%）と民立施設のほうが多い。公立施設は前年よりも9.2ポイント減少している。



設置主体別充足率〔表11〕では、公立公営は64.6%、公立民営が76.2%、民立民営は86.7%で、公立の充足率が低い。充足率50%未満は12施設で、昨年度より3施設増加している。

表10 充足率（定員比）の状況（26年10月）

	～49%	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	計
施設数	12	8	8	23	34	45	23	5	158
%	7.6	5.1	5.1	14.6	21.5	28.5	14.6	3.2	100
公立	8	7	1	14	5	7	1	0	43
%	18.6	16.3	2.3	32.6	11.6	16.3	2.3	0	100
民立	4	1	7	9	29	38	22	5	115
%	3.5	0.9	6.1	7.8	25.2	33.0	19.1	4.3	100

表11 設置主体別充足率

	施設数	定員	在籍数	充足率(%)
公立公営	28	1,177	760	64.6
公立民営	15	550	419	76.2
民立民営	115	4,174	3,620	86.7
計	158	5,901	4,799	81.3

## 7. 措置・契約の決定率

平成18年10月の児童福祉法改正により契約制度が導入されたが、本調査での報告は10回目となる。

全在籍者数〔表12〕のうち措置が2,353人（49.0%）、契約が2,446人（51.0%）となっており、措置率は前年度（46.4%）より2.6ポイント上昇している。設置主体別では、公立公営が措置54.7%・契約45.3%、公立民営が措置45.1%・契約54.9%、民立民営が措置48.3%・契約51.7%となっている。昨年度と比較すると、措置率が公立公営で7.8ポイント、公立民営で3.7ポイント、民立民営で1.3ポイントそれぞれ上昇している。

地区別では、東海の措置率が84.8%で最も高く、次いで関東57.1%、北海道51.2%となっている。措置率が低いのは、北陸で29.5%、次いで東北32.5%、四国32.8%となっている。都道府県毎の措置率は冒頭の回答施設県別一覧で示しているが、都道府県による格差が著しい状況が続いている。

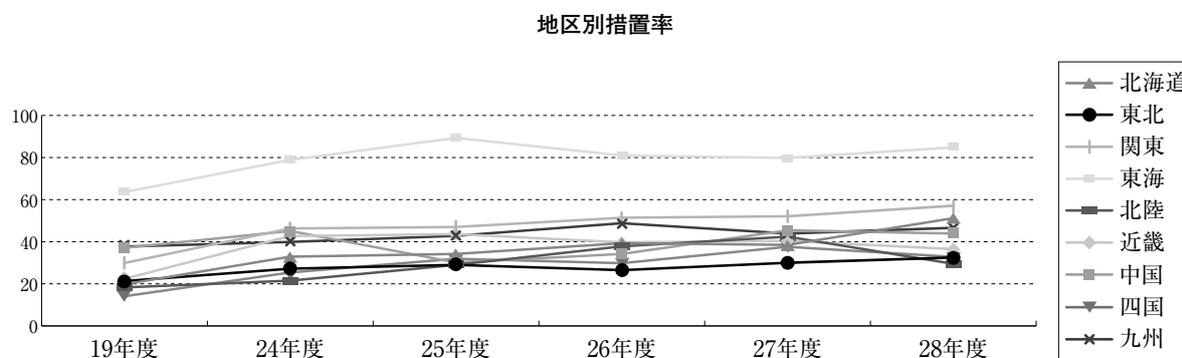


表12 措置・契約の状況

		%	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	67.6	3,242	168	407	794	402	180	504	235	121	431
	女	32.4	1,557	86	156	317	195	74	285	145	71	228
	計	100	4,799	254	563	1,111	597	254	789	380	192	659
	うち措置	49.0	2,353	130	183	634	506	75	288	167	63	307
措置率			49.0	51.2	32.5	57.1	84.8	29.5	36.5	43.9	32.8	46.6
公立公営	男	68.9	524	6	72	158	104	95	0	28	33	28
	女	31.1	236	3	37	58	62	30	0	14	18	14
	計	100	760	9	109	216	166	125	0	42	51	42
	うち措置	54.7	416	2	32	132	145	43	0	24	13	25
公立民営	男	69.9	293	0	93	45	56	5	43	5	0	46
	女	30.1	126	0	33	25	25	0	16	2	0	25
	計	100	419	0	126	70	81	5	59	7	0	71
	うち措置	45.1	189	0	42	49	46	3	16	3	0	30
民立民営	男	67.0	2,425	162	242	591	242	80	461	202	88	357
	女	33.0	1,195	83	86	234	108	44	269	129	53	189
	計	100	3,620	245	328	825	350	124	730	331	141	546
	うち措置	48.3	1,748	128	109	453	315	29	272	140	50	252

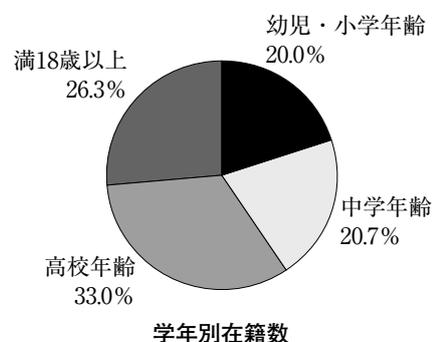
## Ⅱ 児童の状況

### 1. 年齢の状況

#### (1) 在籍児の年齢の状況

在籍児童数は158施設4,799人で、前回調査（162施設5,040人）と比較して241人（4.8%）減少している。

在籍児を年齢区分別にみると、5歳以下が105人（2.2%）、6～11歳が837人（17.4%）、12～14歳が977人（20.4%）、15～17歳が1,552人（32.3%）で、年齢が上がるにしたがって在籍数は増えている。全在籍児童数4,799人に占める18歳未満3,471人の割合は72.3%で前回調査より2.3ポイント上昇した。



在籍児全体に占める措置（2,353人）の割合は49.0%であるが、18歳未満の児童に限ってみると措置率は63.0%となっている。それぞれ前回調査の全体措置割合46.4%、18歳未満措置割合57.7%と比べ、措置児童の割合は全体で2.6ポイント、18歳未満で5.3ポイント増加している。

措置児童の割合を年齢区分別にみると、5歳以下が73.3%（前年71.9%）、6～11歳が73.4%（前年67.2%）、12～14歳が64.9%（前年62.4%）、15～17歳が55.5%（前年34.7%）となっており、年齢が上がるにしたがって措置率が低くなる傾向が見てとれるが、すべての年齢区分において前年より措置率が上昇している。

また、在所延長年齢の18～19歳の措置率は46.5%（前年40.5%）で、半数近くが20歳までの措置延長が適用されており、措置率も前年より上昇している。

表13 年齢構成（全体）

	人数	%
合計	4,799	100
男	3,242	67.6
女	1,557	32.4
うち措置（再掲）	2,353	49.0

	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
人数	105	837	977	1,552	3,471	72.3
%	2.2	17.4	20.4	32.3	72.3	
男	77	573	672	1,014	2,336	48.7
女	28	264	305	538	1,135	23.6
うち措置（再掲）	77	614	634	861	2,186	

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	小計	%
人数	333	441	222	332	1,328	27.7
%	6.9	9.2	4.6	6.9	27.7	
男	213	330	171	192	906	18.9
女	120	111	51	140	422	8.8
うち措置（再掲）	155	11	1	0	167	

在籍児童の平均年齢〔表14〕は、10歳未満が2施設(1.3%)、10～15歳未満が63施設(39.9%)、15～18歳未満が32施設(20.3%)で、平均年齢18歳未満の施設の占める割合は61.4%と前回調査の66.7%から5.3ポイント減少し、実数でも97施設と前回調査108施設と比べ11施設減少している。

平均年齢が18歳以上の施設が20施設(12.7%)あるが、不明・無回答が41施設(25.9%)あるため、全体像がつかみにくい結果となっている。

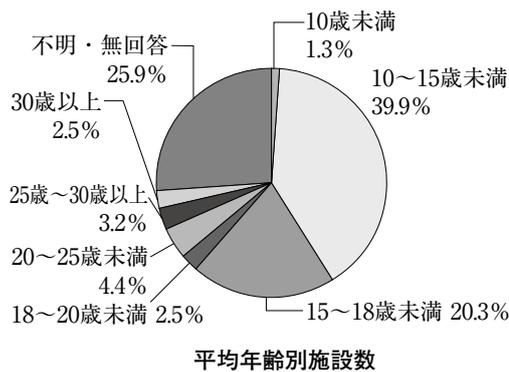


表14 平均年齢

	施設数	%
10歳未満	2	1.3
10～15歳未満	63	39.9
15～18歳未満	32	20.3
18～20歳未満	4	2.5
20～25歳未満	7	4.4
25～30歳未満	5	3.2
30歳以上	4	2.5
不明・無回答	41	25.9
計	158	100

## (2) 在所延長児童の状況

前回調査まで10年間微減が続いていた在所延長児童は、今回調査でも同様の傾向だが、在籍児童の減少という背景も念頭におくと、ほぼ横ばいと見ることができよう。〔表15〕に見られるように、前回調査で過剰児の占める割合が高かった東北、近畿、中国地区のなかで、東北と中国は減少、近畿は横ばいであった。一方で、北陸が23.5ポイント、四国が11.6ポイントと大幅な増加となっている。

全国的にみると全入所児童に占める過剰児の状況は前回調査と大きな変化はなく、将来的な支援体制の方向付けが明確になってきた各施設の取り組みの結果といえよう。

表15 過年齢児数及び地区別加齢児比率

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人数	1,328	45	181	283	65	110	323	111	77	133
%	27.7	17.7	32.1	25.5	10.9	43.3	40.9	29.2	40.1	20.2

「満20歳以上の在籍率の状況」〔表16〕から、0%は75施設と前回調査より3施設増加したが、10%未満と合わせると104施設(65.8%)と回答施設の3分の2を超えている。将来児童施設として運営していこうという強い思いの結果と言えるのではないかと。20歳以上の在籍率20%未満の施設は前回調査と大きな変化はない。20歳以上が50%以上を占める20施設も前回調査と比べ3施設減と大きな変化はない。

今後の動向として、施設形態の選択に伴う経過措置期間が平成33年3月まで3年間延長されたことを踏まえ、各地域、各施設の将来展望に基づく具体的な対応が始まっていると思われ、とくに20歳以上が5割を超えている20施設の動きを注視していく必要がある。

表16 満20歳以上の在籍率の状況

割合	施設数	%	公	民
0%	75	47.5	23	52
10%未満	29	18.4	5	24
10～20%未満	14	8.9	7	7
20～30%未満	10	6.3	1	9
30～40%未満	4	2.5	1	3
40～50%未満	6	3.8	2	4
50～60%未満	3	1.9	0	3
60～80%未満	8	5.1	2	6
80～100%未満	7	4.4	1	6
100%	2	1.3	1	1
計	158	100	43	115

(3) 入所時の年齢

「児童の入所時の年齢」〔表17〕をみると、中学校卒業年齢の15歳が一番多く485人（10.1%）、次いで小学校卒業年齢の12歳が413人（8.6%）、小学校入学年齢の6歳が411人（8.6%）となっている。一方、5歳以下の児童は540人（11.3%）で前回より68人減少しているが、枠組みに大きな変化は見られない。在籍児童の減少による影響でほとんどの年齢層で減少しているが、10歳から17歳にかけての児童の入所は横ばい状態である。小学校高学年から中学・高校にかけては児童の体力の増加やその他家庭内での行動面での対応などの困難さが出現してくる時期との捉え方もでき、低年齢時からの丁寧な療育支援などにも、もっと目を向けていく必要性が考えられる。

表17 児童の入所時の年齢

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計		不明	合計
合計	4	47	134	170	185	540	合計	703	4799
%	0.1	1.0	2.8	3.5	3.9	11.3	%	14.6	100
男	0	28	92	122	135	377			
女	4	19	42	48	50	163			

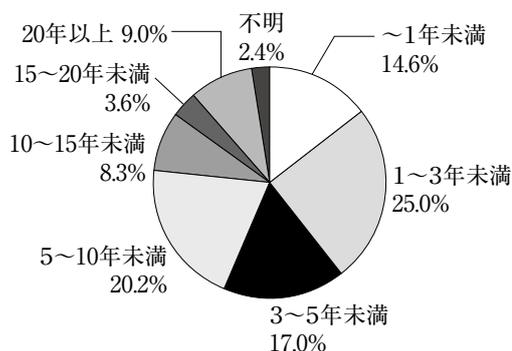
  

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	411	234	214	215	274	281	413	309	323	485	227	170	3,556
%	8.6	4.9	4.5	4.5	5.7	5.9	8.6	6.4	6.7	10.1	4.7	3.5	74.1
男	298	176	137	145	172	195	291	204	221	326	154	104	2,423
女	113	58	77	70	102	86	122	105	102	159	73	66	1,133

## 2. 在籍期間

「在籍期間」〔表18〕は、5～10年未満が969人（20.2%）と最も多く、次いで3～5年未満が814人（17.0%）となっている。

15～20年の171人（3.6%）、20年以上の431人（9.0%）は在所延長児童と思われ、今回調査で把握できなかった不明115人も含めて、児者転換等との関連で平成33年3月まで一定程度の割合を占めるものと思われる。



在籍期間別の在籍数

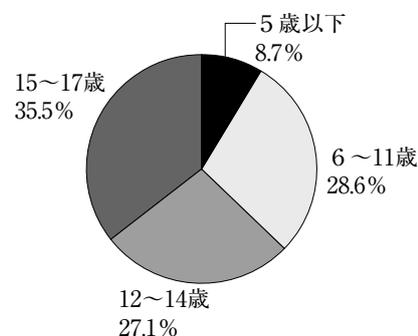
表18 在籍期間

	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	不明	計
合計	410	291	614	584	814	969	400	171	431	115	4,799
%	8.5	6.1	12.8	12.2	17.0	20.2	8.3	3.6	9.0	2.4	100
男	275	193	417	386	552	673	267	127	287	65	3,242
女	135	98	197	198	262	296	133	44	144	50	1,557

## 3. 入所の状況

### (1) 入所児数

「平成27年度中の新入所児数」〔表19〕は、全体で709人、前年比32人の減で、内訳は措置が56.4%（400人）、契約が43.6%（309人）で、前回調査と同様に措置が契約を上回っている。制度改正から10年を経て、危機的状況の児童の割合が増加しているというよりも、むしろ契約が原則ではなく、保護者の状況をも踏まえた上で、子どもの最善の利益の視点で、児童相談所が対応してきていることがうかがえる。



年齢別入所児数

年齢区分別では、5歳以下が62人（8.7%）、6～11歳が203人（28.6%）、12～14歳が192人（27.1%）、15～17歳が252人（35.5%）で、15～17歳の新入所児童が最も多くなっている。

平成27年度の新入所児童を措置、契約別にみると、児童の年齢が高くなるにつれて契約で入所する児童の割合が増加しているのは前回調査と同じだが、就学前児童は77.4%、小・中学生年齢では64.8%が措置入所であった。実人数でも高校生年齢を除き、措置が契約を上回っている。

表19 平成27年度中の新入所児数（全体）

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳
全体	709	62	203	192	252
措置	400	48	143	113	96
	100	12.0	35.8	28.3	24.0
契約	309	14	60	79	156
	100	4.5	19.4	25.6	50.5

$$\text{入所率} = \frac{\text{入所者総数}}{\text{定員}} \times 100$$

27年度入所率	12.0%
---------	-------

表20 年間新入所数の状況

入所数	施設数	%	公立	私立
0人	16	10.1	3	13
1人	29	18.4	9	20
2人	7	4.4	3	4
3人	24	15.2	6	18
4人	11	7.0	4	7
5人	16	10.1	2	14
6人	14	8.9	1	13
7人	16	10.1	6	10
8人	7	4.4	5	2
9人	4	2.5	2	2
10人	4	2.5	0	4
11人以上	10	6.3	2	8
計	158	100	43	115

それぞれの施設における年間新入所児の数の状況〔表20〕は、新入所児童数0人が16施設と前回調査とほぼ同様であった。地域の状況や行政との調整はあるものの、児者転換を視野に運営している施設と、児童施設の機能を維持していくという意思表示を明確にしつつある施設の二極化は平成32年度末まで続くと思われる。

入所前の生活の場合は、今年度から全国調査共通項目となったため、前年度との比較はできなかった。

## (2) 入所の理由

「入所の理由」〔表21〕については前回調査と同様に「家族の状況等」「本人の状況等」に分けて複数回答を求めた。一部調査項目を整理したのものがあるが、比較可能な調査項目の傾向に大きな変化はみられず、それぞれの項目での主要因と付随要因の割合もほぼ同様の割合で推移している。家族の状況等では中の保護者の養育能力不足が46.6%、虐待・養育放棄が26.9%で前回調査とほぼ同じ割合でここ数年の傾向として続いており、新規入所の理由に占める割合もほぼ同程度である。改めて発達に課題を抱える子どもを持つ保護者の子育てにおける孤独感や心理的な葛藤なども含め、きめ細かな背景の把握と支援策の必要性をあらわしているものと推察され、同時に全在籍児童について、「ADL・生活習慣の確立」「行動上の課題改善」が保護者の状況と密接に関連していることも支援者は念頭におく必要がある。

また、「貧困」に起因する入所理由につながる親の離婚・死別や家庭の経済的理由及び保護者の疾病・出産等の理由での入所も前年調査と同様の傾向であり、支援現場の実感からは種々の理由の陰に貧困のもたらす負の影響を強く感じ取れることも多く、引き続き注視していく必要があるだろう。また契約入

所の場合においても、こうした家庭の出身児童が衣類の十分な補充や、修学旅行等就学に絡む費用に困難をきたす「施設内貧困児童」に陥らないよう制度的対応も検討していく必要性は変わっていないと推察される。

一方、本人の状況等では、前述したとおり「ADL・生活習慣の確立と行動上の課題改善」のいわゆる療育目的の入所理由が圧倒的に多く、行動上の課題改善のための入所の傾向も続いており、前回調査でも述べたが、背景には養育力の低下による規範意識の弱さや、愛着形成の不十分さなどがあることが推察されるため、育ちの環境にいつそう視点をあてていく必要がある。

学校就学・通学のための入所についても前年と同様の傾向であり、地域によっては障害児入所施設が学校の寄宿舎的な役割を担っていることがうかがえる。

いずれにしても入所理由の如何にかかわらず、多様な生活環境から強い影響を受けて施設入所に至った児童の支援にあたって、背負いきれないほどの「重い荷物」を背負って入所してくる児童が、自身で安心・安全を感じとり、自らを肯定できるよう個人の生活歴に即して個別ニーズに寄り添っていく丁寧な支援が一層求められている。

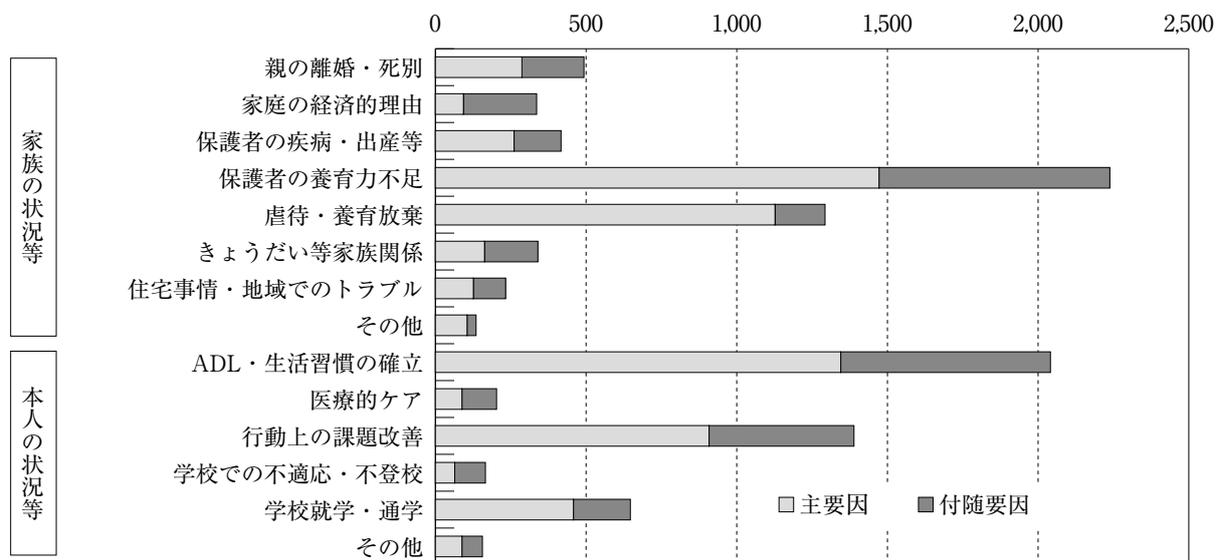


表21 入所の理由（重複計上）

内 容	在籍者全員について						うち27年度入所者について						
	主たる要因		付随する要因		計	在籍者比	主たる要因		付随する要因		計	27年度入所者比	
	措置	契約	措置	契約			措置	契約	措置	契約			
家族の状況等	親の離婚・死別	135	152	119	87	493	10.3	18	10	11	5	44	6.2
	家庭の経済的理由	52	41	160	63	316	6.6	8	6	25	8	47	6.6
	保護者の疾病・出産等	150	111	104	52	417	8.7	30	17	14	7	68	9.6
	保護者の養育力不足	792	680	518	248	2,238	46.6	131	80	90	33	334	47.1
	虐待・養育放棄	1,046	81	131	35	1,293	26.9	174	4	38	9	225	31.7
	きょうだい等家族関係	49	114	98	79	340	7.1	12	18	25	11	66	9.3
	住宅事情・地域でのトラブル	45	81	53	54	233	4.9	7	23	11	11	52	7.3
	その他	26	79	18	12	135	2.8	10	24	7	2	43	6.1
本人の状況等	ADL・生活習慣の確立	773	572	417	279	2,041	42.5	76	83	64	32	255	36.0
	医療的ケア	28	60	95	20	203	4.2	4	6	7	5	22	3.1
	行動上の課題改善	506	402	266	215	1,389	28.9	85	49	43	29	206	29.1
	学校での不適応・不登校	40	24	73	29	166	3.5	26	11	22	8	67	9.4
	学校就学・通学	149	309	101	88	647	13.5	21	53	20	11	105	14.8
	その他	44	44	28	40	156	3.3	13	3	9	20	45	6.3
実人数	2,353	2,446	2,353	2,446	4,799	100	400	309	400	309	709	100	

(3) 虐待による入所の状況

「虐待による入所数」〔表22〕は、318人と平成27年度の入所者に占める割合は44.9%、そのうち被虐待児受け入れ加算の認定を受けているのは262人（82.4%）と前年度とほぼ同様の割合であり、依然として歯止めがかかっていないことがうかがえる。また、〔表24〕の「虐待の内容」のネグレクトを見ると、在籍児童に占める割合は大きく、心理的虐待やネグレクトが顕在化しにくいという現状からカウントされていない児童の存在も考慮する必要がある。また、虐待の及ぼす精神・行動面の影響が長く続くことを考えると、一人ひとりの行動に一層細かな配慮が求められるところであろう。

平成12年の児童の虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行以降の虐待による児童数の推移をみても、法の趣旨、役割が社会に浸透してきたということもあり、平成27年度の全国の児童虐待通告件数は10万件に達している。障害児入所施設においては平成18年の児童福祉法改正による契約制度の導入で一時的な減少はみられたものの、この10年以上にわたっての経年変化をみると、入所児童の減少にもかかわらず被虐待児童は確実に一定割合を占めており、その対応はもとより、児童相談所や市町村の家庭児童相談室、保健センターや相談支援事業所あるいは要保護児童地域対策協議会など広範な関係機関との連絡調整を図りながら、一層の早期発見に努め、児童虐待の撲滅と未然防止に向けて具体的な取り組みが求められる。

表22 虐待による入所数

	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	計
男	223	205	199	200	223	229	247	243	194	221	194	2,378
女	156	119	131	168	150	151	151	151	174	104	124	1,579
計	379	324	330	368	373	380	398	394	368	325	318	3,639

表23 平成27年度 被虐待入所児童の内訳

	被虐待児	児相判断
男	194	147
女	124	98
計	318	245

被虐待児加算認定児童数（平成28年6月1日現在） 262人  
 上記の他に被虐待児加算を受けたことがある児童 397人  
 ※318人のうち、契約により入所の児童 24人

「虐待の内容」〔表24〕については、ネグレクトが55.3％，身体的虐待が36.8％，心理的虐待が12.6％，性的虐待が7.2％となっている。ネグレクトの割合が高いのは，心理的虐待も含め夫婦間のDVなどの警察への通告が，原則全件児童相談所へとする対応が行われていることが大きな要因として考えられる。性的虐待を除く，他の虐待類型は程度の差こそあるものの複雑に重複していることを考えると，入所児童の受入れ，支援について十分な配慮が求められる。

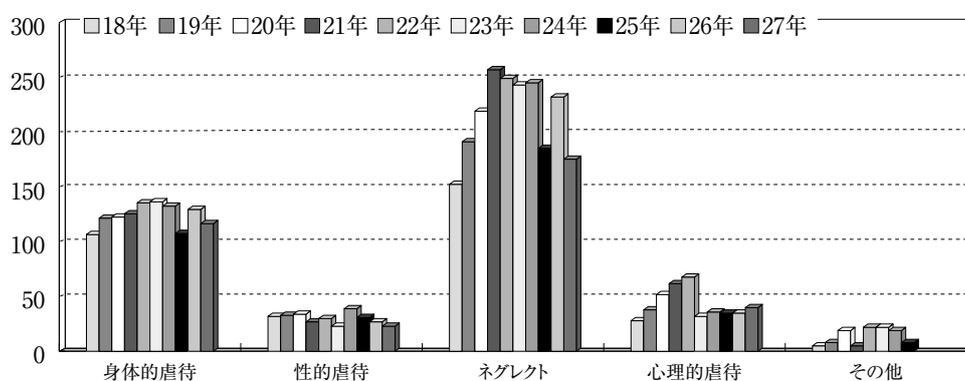


表24 虐待の内容 (※重複計上)

※26年度調査より「その他」の項目を削除

## 4. 退所の状況

### (1) 退所児数

平成27年度の退所児数〔表25〕は758人で、内訳は措置361人、契約397人であった。

年齢では18～19歳の退所が436人（57.5%）と最も多く、前回調査（58.3%）とほぼ同様の結果であり、高等部卒業年と同時に退所する流れが一定程度確立されつつある。次いで20～29歳が103人（13.6%）、15～17歳が102人（13.5%）と順位は変わらず、満18歳以上の退所が577人（76.1%）

と26年調査より1.9ポイント増加し、ここにも、将来的にも児童施設として運営していこうとしている施設現場の取り組みが見てとれる。

措置・契約別では、契約が397人で措置361人より36人多く、前年度調査と同様の傾向を示している。平成18年の契約制度開始時期の入所児童が引き続き退所時期を迎えたことと、平成24年度の制度改正による在所延長規定廃止の影響と推察されるが、中軽度の児童の増加も一因と考えられよう。

また、14歳以下の退所児童の人数も前回調査と大きな変化はなく、就学時、小学校卒業時、中学校卒業時も退所のポイントになっているものと思われる。

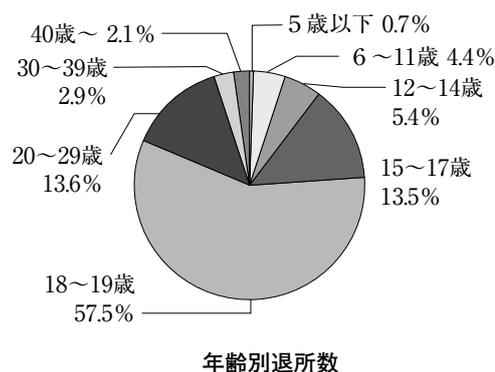


表25 平成27年度の退所児数

		退所数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
20年度		853	7	62	55	96	377	174	80	2
		100	0.8	7.3	6.4	11.3	44.2	20.4	9.4	0.2
21年度		802	19	56	51	98	325	191	48	14
		100	2.4	7.0	6.4	12.2	40.5	23.8	6.0	1.7
22年度		857	3	57	56	108	391	177	50	15
		100	0.4	6.7	6.5	12.6	45.6	20.7	5.8	1.8
23年度		1,009	5	67	58	93	501	195	67	23
		100	0.5	6.6	5.7	9.2	49.7	19.3	6.6	2.3
24年度		930	11	54	55	119	486	146	47	12
		100	1.2	5.8	5.9	12.8	52.3	15.7	5.1	1.3
25年度		870	8	53	59	115	446	129	40	20
		100	0.9	6.1	6.8	13.2	51.3	14.8	4.6	2.3
26年度		823	11	46	51	104	480	90	31	10
		100	1.3	5.6	6.2	12.6	58.3	10.9	3.8	1.2
27年度	措置	361	4	25	24	58	237	12	1	0
		100	1.1	6.9	6.6	16.1	65.7	3.3	0.3	0
	契約	397	1	8	17	44	199	91	21	16
		100	0.3	2.0	4.3	11.1	50.1	22.9	5.3	4.0

今回調査での利用料滞納のまま退所した児童は32人と前回調査から倍増した。こうしたケースが一定の施設に集中すると運営に影響を及ぼしかねず、今後の対応策の検討が必要であろう。

平成27年度の年間退所数別施設数〔表27〕をみると、0人（退所なし）が10施設（6.3%）、1～2人が40施設（25.3%）、3～5人が52施設（32.9%）となっている。通過型施設である児童施設の退所が0というのは、前述した新規入所児童0の施設が16施設と相対的な関係性があると思われ、平成30年4月を見越した在所延長措置があることも関係していると推察される。一方、10人以上の退所は20施設（12.7%）であった。

表26 契約児童で利用料滞納のまま退所した児者

	人数	%
26年度	16	3.7
27年度	32	8.1

表27 平成27年度 年間退所数別施設数

退所数	施設数	%	公立	民立
0名	10	6.3	2	8
1～2名	40	25.3	10	30
3～5名	52	32.9	13	39
6～9名	36	22.8	7	29
10名以上	20	12.7	11	9
計	158	100	43	115

## (2) 入退所の推移

〔表28〕は、ここ10年の入退所の推移を整理したものである。回答数が毎年異なるので全施設の状況とは言えないが、平成18年以降入所数より退所数が上回り在籍数の減少傾向を示しているのは今回も同じ傾向である。更に23年度は18年度以来再び3桁の減少となったが、24年度も91人減少しており、今回調査ではわずかな差にとどまっているものの、それぞれの地域における児童福祉の必要なメニューの維持という視点からも十分な検討が必要であろう。

施設の在籍数の増減をみると、減少したのが74施設で前年度調査に比べ6施設の減少、増加したのが50施設で7施設の減となっている。全体の在籍数は減っているものの、障害児の入所ニーズに地域差があると思われ、また増減のない34施設も含め半数以上が一定の入所ニーズを抱えているとみることができ。

表28 在籍数の増減（入所数－退所数）の推移

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	計
入所数	954	826	817	752	822	869	839	843	741	709	8,172
退所数	1,150	880	832	802	857	1,009	930	870	823	758	8,911
増減	-196	-54	-15	-50	-35	-140	-91	-27	-82	-49	-739

表28-2 平成27年度の在籍数の増減

増減	施設数	%	公立	私立
▲10名未満	1	0.6	1	0
▲9名～▲5名	13	8.2	5	8
▲4名～▲1名	60	38.0	19	41
0	34	21.5	11	23
1名～4名	37	23.4	4	33
5名～9名	8	5.1	3	5
10名以上	5	3.2	0	5
計	158	100	43	115

### (3) 進路の状況

退所児童の進路（生活の場）〔表29〕について、退所児童の中で最も多かったのが「施設入所支援」で242人（31.9%）、次いで「家庭」233人（30.7%）、「グループホーム」196人（25.9%）の順となっている。

家庭、アパート、グループホーム、社員寮、福祉ホーム、自立訓練（宿泊型）等を合わせると458人（60.4%）が児童施設から「地域」に生活の場を移していることがわかる。児童施設が退所時の児童の状況を把握した上で、関係機関と連携しながら、「地域移行」に積極的に取り組んでいることがうかがえる。

表29 退所児童の進路（生活の場）

	人数	%
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	233	30.7
2. アパート等（主に単身）	8	1.1
3. グループホーム・生活寮等	196	25.9
4. 社員寮・住み込み等	3	0.4
5. 職業能力開発校寄宿舎	1	0.1
6. 特別支援学校寄宿舎	1	0.1
7. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	25	3.3
8. 児童養護施設	8	1.1
9. 知的障害者福祉ホーム	6	0.8
10. 救護施設	0	0
11. 老人福祉・保健施設	0	0
12. 一般病院・老人病院	3	0.4
13. 精神科病院	6	0.8
14. 施設入所支援	242	31.9
15. 自立訓練（宿泊型）	12	1.6
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	3	0.4
17. その他・不明	1	0.1
18. 死亡退所	10	1.3
計	758	100

退所児童の進路（日中活動の場）〔表29-2〕を見ると、生活介護の利用が294人（38.8%）と3分の1超を占めるが、一般就労・福祉作業所・職業能力開発校・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型等の就労系の活動の場が267人（35.2%）を占めている。

また、保育所、幼稚園、学校と回答した児童の中には、本人の成長や落ち着き、出身家庭の安定など

に合わせて、柔軟な家庭復帰の取り組みが行われていることも推察される。

フォローアップの状況には、前回調査と数的に大きな変化は見られなかったが、一人の子どもの人生を支えると言う意味では大変重要なポイントであることは間違いなく、今後も一層充実していく必要があるが、一方で人的な負担も大きいと思われ、人員配置など制度的対応も今後必要になってくることが考えられよう。

表29-2 退所児童の進路（日中活動の場）

	人数	%
1. 家庭のみ	15	2.0
2. 一般就労	84	11.1
3. 福祉作業所・小規模作業所	42	5.5
4. 職業能力開発校	4	0.5
5. 特別支援学校（高等部含む）	77	10.2
6. 小中学校	51	6.7
7. その他の学校	4	0.5
8. 保育所・幼稚園	5	0.7
9. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	8	1.1
10. 児童発達支援センター・児童発達支援事業等	2	0.3
11. 児童養護施設	1	0.1
12. 救護施設	—	—
13. 老人福祉・保健施設	—	—
14. 一般病院・老人病院（入院）	3	0.4
15. 精神科病院（入院）	4	0.5
16. 療養介護	3	0.4
17. 生活介護	294	38.8
18. 自立訓練	19	2.5
19. 就労移行支援	30	4.0
20. 就労継続支援A型	18	2.4
21. 就労継続支援B型	70	9.2
22. 地域活動支援センター等	6	0.8
23. 少年院・刑務所等の矯正施設	3	0.4
24. その他・不明	5	0.7
25. 死亡退所	10	1.3
計	758	100

表30 27年度退所者のフォローアップ

	施設数	%	公立	民立
実施した	83	52.5	24	59
予後指導実施人数（人）	310	40.9	118	192
予後指導実施回数（回）	556		202	354
退所者（人）	758	100		
実施していない	49	31.0	12	37
無回答	26	16.5	7	19
計	158	100	43	115

## 5. 家庭の状況

### (1) 家庭の状況

家庭の状況〔表31〕は、両親世帯が1,825人（38.0%）と前回調査より2.0ポイントと減少し、母子世帯が32.2%、父子世帯が11.4%と前回調査と大きな変化はなかった。「兄弟」「祖父母・親戚」「その他」が339人（7.1%）と前回調査より実人数、割合ともに減少している。

世帯別の措置率をみると母子世帯62.4%、父子世帯49.5%、両親世帯42.1%と、一人親世帯に措置が多くなっているのは、今回も同様であり、両親世帯であっても前回調査に比べ4.6ポイント増加している。親戚や祖父母等は契約の法的根拠がどうなっているのか定かではないが、契約が40.2%あることにも注目したい。また、兄弟・姉妹で入所しているのが134世帯329人で、30世帯107人減少している。

このような状況は、家庭での養育困難、養育・扶養力の低下等が背景にあると思われる。親がいない場合などは、本来社会的養護の枠組みで対応することが望まれる。児童福祉法改正での利用契約による施設利用が難しいケースに関して、公的責任で対応する必要性が高いことが示されている。

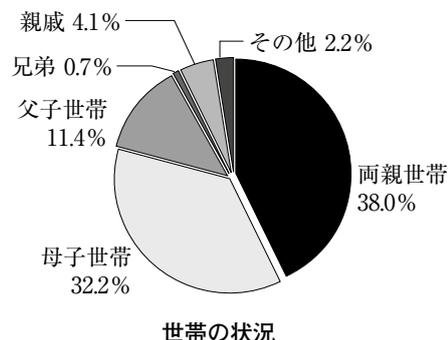


表31 家庭の状況

		人数	%
		人数	1,825
両親世帯	うち措置人数	769	32.7
	人数	1,547	32.2
母子世帯	うち措置人数	966	41.1
	人数	545	11.4
父子世帯	うち措置人数	270	11.5
	人数	33	0.7
兄弟のみ世帯	うち措置人数	18	0.8
	人数	199	4.1
祖父母・親戚が保護者世帯	うち措置人数	119	5.1
	人数	107	2.2
その他	うち措置人数	82	0.0
	人数	4,799	100
在籍児総数	うち措置人数	2,353	100

兄弟姉妹で入所	世帯数	134	
	人数	329	6.9
	うち措置世帯数	120	
	うち措置人数	217	9.2

## (2) 帰省・面会の状況

先に述べた家庭の状況〔表31〕を背景に帰省の状況〔表32〕をみると、帰省が全く無く家族交流がない児童は1,821人（37.9%）と前回調査より2.8ポイント増加している。

週末（隔週）帰省は17.6%とほぼ同様に、月1回程度も13.6%であった。月1回未満が全体の65.4%と、年に数回かまったく帰省できない状況にあることがわかる。このことは、家庭の雰囲気を知らないまま育つ子どもが多いことを示している。

表32 帰省の状況

		人数	%
週末（隔週）帰省	措置	245	5.1
	契約	601	12.5
月1回程度	措置	270	5.6
	契約	382	8.0
年1～2回	措置	755	15.7
	契約	564	11.8
帰省なし	措置	1,272	26.5
	契約	549	11.4
無回答			161
在籍児数	人数	4,799	100

帰省できない理由〔表33〕は、「親がいない」が109人、「家庭の状況（虐待等の事情）から帰せない」は1,256人、「本人の事情で帰らない」168人と合わせると、家はありながらも何らかの理由で帰省ができない児童の比率は高く、特に家庭の事情で帰らせることができない児童は前回調査より157人増加し、ここ数年同様の傾向である。

措置・契約別でみると措置の家庭が帰省・面会が少ないのは、措置の要件を考えると子どもの障害の状況もさることながら、保護者の養育能力や養育姿勢とともに貧困もあるのかもしれない。また契約児童の22.4%が帰省できていないが、家庭・子どもどちらにその要因があるのか定かではないが、ここにも貧困が影を落としているように思う。いずれにしても子どもの最善の利益が図られるような制度運用を期待したい。

表33 帰省できない理由

		人数	%
親がいない	人数	109	5.8
	施設数	63	
地理的条件	人数	30	1.6
	施設数	21	
本人の事情で帰らない	人数	168	9.2
	施設数	66	
家庭状況から帰せない	人数	1,256	69.0
	施設数	138	
その他	人数	301	16.5
	施設数	56	
「帰省なし」の児童数		1,821	100

面会等の状況〔表34〕は、「年に1～2回程度家族が訪問」が30.9%で最も多く、次いで「月に1回程度家族が訪問」が14.9%、「週末（隔週）ごとに家族が訪問」が9.4%となっている。

面会が制限されている児童が185人（3.9%）、家族の訪問なしは、913人（19.0%）となっている。この傾向はここ数年の傾向として続いており、継続して家庭基盤そのものが脆弱化し、崩壊して入所に至る児童の多いことがここにも表れている。親や家族との関係改善が今後の課題になってくると考えられる。

表34 面会等の状況

	人数	%
家族の訪問なし	913	19.0
週末（隔週）ごとに家族が訪問	453	9.4
月に1回程度家族が訪問	717	14.9
年に1～2回程度家族が訪問	1,484	30.9
職員が引率して家庭で面会	54	1.1
面会の制限の必要な児童	185	3.9
無回答	993	20.7
計	4,799	100

## 6. 就学の状況

就学・就園の状況〔表35〕をみると、特別支援学校（小・中・高）への通学が2,557人と最も多く、前回とほぼ同様であった。また、小・中学校の特別支援学級は427人で、こちらも前回とほぼ同様である。

就学前児童の活動形態は、園内訓練が79人、幼稚園への通園が22人、保育所への通所が7人、児童発達支援事業等療育機関利用が2人と、就学前児童の約3分の2が園内訓練である。

義務教育年齢児童の就学状況は、特別支援学校小・中学部が1,358人、訪問教育が13人、施設内分校・分教室が103人、小中学校の特別支援学級が427人、普通学級が14人であり、特別支援学校（小・中学部）と小・中学校の特別支援学級が93.2%を占めている。

また、義務教育修了児の進路についても、高等特別支援学校に212人、一般高校に17人が通学しており、入所児童の状況の多様化に伴い、通学校やその手段も広がってきていることがわかる。

平成30年に向け、児童施設としての継続を念頭においている施設は、過年齢児の送り出しとともに、学齢期の児童の受け入れを積極的に行っていることがうかがえる。

就学児童数〔表36〕は3,366人で、在籍児数に占める就学率は70.1%で、前回調査より2.9ポイント上昇した。

学年別では、小学生883人（26.2%）、中学生983人（29.2%）、高等部1,500人（44.6%）、となっており、前回調査とほぼ同様の結果であった。

表35 在籍児の就学・就園の状況

就学形態		施設数	人数	%
就学前児童 (活動形態)	幼稚園への通園	15	22	0.6
	保育所に通所	1	7	0.2
	児童発達支援事業等療育機関	2	2	0.1
	園内訓練	37	79	2.3
	その他	6	9	0.3
児童 義務教育年齢	訪問教育	4	13	0.4
	施設内分校・分教室	5	103	2.9
	特別支援学校小・中学部	133	1,358	38.7
	小中学校の特別支援学級	79	427	12.2
	小中学校の普通学級	7	14	0.4
義務教育修了児童 (就学形態)	訪問教育	3	4	0.1
	施設内分校・分教室	3	31	0.9
	特別支援学校高等部	126	1,199	34.1
	高等特別支援学校	33	212	6.0
	特別支援学校専攻科	3	14	0.4
	一般高校	8	17	0.5
通園・通学児童数		158	3,511	100

表36 学年別就学数

	人数	就学率	小 学						中 学			高 校		
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3
児童数	3,366	70.1	106	107	134	145	167	224	262	303	418	481	531	488

## 7. 障害の状況

### (1) 障害程度の状況

障害程度の状況〔表37〕は、最重度・重度が2,257人（47.0%）、中軽度は2,134人（44.5%）であり、最重度・重度が減少し、中軽度が増加する傾向がうかがえる。

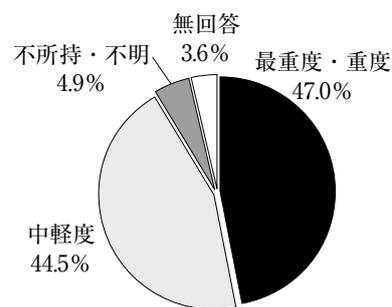


表37 障害程度の状況

療育手帳	人数	%
最重度・重度	2,257	47.0
中軽度	2,134	44.5
不所持・不明	237	4.9
無回答	171	3.6
計	4,799	100

障害程度の状況

## (2) 重度認定の状況

平成28年度の重度認定数〔表38〕は、措置が119施設・599人（認定率25.5%）、契約が120施設・893人（認定率36.5%）であった。

また、強度行動障害認定数〔表39〕は、措置が10施設・18人（認定率0.8%）、契約が9施設・27人（認定率1.1%）であった。強度行動障害加算は、加算要件のハードルが高いことから認定数は極めて少数にとどまっている。

表38 重度認定数

	施設数	人数	認定率
28年度重度加算数（措置）	119	599	25.5
28年度重度加算数（契約）	120	893	36.5

表39 強度行動障害認定数

	施設数	人数	認定率
28年度強度行動障害加算数（措置）	10	18	0.8
28年度強度行動障害加算数（契約）	9	27	1.1

## (3) 重複障害の状況

重複障害の状況〔表40〕については、自閉症スペクトラムが1,276人（26.6%）で全在籍児童の4分の1強を占めている。統合失調症の精神障害は1%以下であるが、その他の精神障害84人（1.8%）の中に反応性愛着障害等が含まれているのか不明な点があり、今後実態を把握する必要性があろう。

表40 重複障害の状況

	人数	%
自閉症スペクトラム（広汎性発達障害、自閉症など）	1,276	26.6
統合失調症	28	0.6
気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）	34	0.7
てんかん性精神病	36	0.8
その他（強迫性、心因反応、神経症様反応など）	84	1.8
在籍児童数	4,799	100

身体障害者手帳の所持状況〔表41〕は、1級が326人、2級が124人で在籍児童の9.4%が重度身体障害を重複している。

身体障害者手帳の内訳〔表41-2〕は、肢体不自由が402人（68.7%）と3分の2を占め、次いで視覚障害が47人（8.0%）、聴覚障害46人（7.9%）となっている。

重度重複加算の状況〔表42〕では、平成28年6月に重度重複加算の認定を受けているのは措置が25人（1.1%）、契約が20人（0.8%）にとどまっている。これは、重度重複加算が重度障害児加算の対象であり、なおかつ3種類以上の障害を有することが要件となっているためであり、重度重複障害児への支援を手厚くするために、2種類以上の障害で加算対象にするなどの要件緩和が望まれよう。

表41 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者手帳	人数	%
1級	326	55.7
2級	124	21.2
3級	73	12.5
4級	23	3.9
5級	21	3.6
6級	18	3.1
計	585	12.2
現在員	4,799	100

表41-2 身体障害者手帳の内訳

身体障害者手帳	人数	%
視覚	47	8.0
聴覚	46	7.9
平衡	15	2.6
音声・言語又は咀嚼機能	9	1.5
肢体不自由	402	68.7
内部障害	35	6.0
手帳所持者実数	585	12.2
現在員	4,799	100

表42 重度重複加算の状況

	施設数	人数	%
27年10月1日認定数（措置）	17	25	0.5
27年10月1日認定数（契約）	21	47	0.9
28年6月1日認定数（措置）	14	25	1.1
28年6月1日認定数（契約）	13	20	0.8

## 8. 行動上の困難さの状況

行動上の困難さの状況〔表43〕を頻度別（重複計上）に調べ、人数は延べ数とした。その結果、月1回の頻度で多い行動は「他傷、他害」418人（8.7%）、「強いこだわり」235人（4.9%）、「器物破損等激しい破壊行為」236人（4.9%）であった。

週1回の頻度では、「強いこだわり」1,107人（23.1%）、「他傷、他害」695人（14.5%）、「奇声」688人（14.3%）、という結果で、前年とほぼ同様の傾向であった。

昭和50年代に顕著になった行動障害のある児童に対し、国の施策としてモデル事業的な「強度行動障害者特別処遇事業（平成4年）」が始まり、その後、強度行動障害特別処遇加算費という一般施策へ推移したが、〔表39〕のとおり強度行動障害加算の認定を受けているのは極めて少数にとどまっている。福祉型障害児入所施設として、行動障害に関連した入所ニーズが高いことから、手厚い支援を行うために加算要件を緩和した行動障害加算の創設が望まれる。

また、このアセスメント項目は強度行動障害から派生した量的、支援に要す時間的な可視化指標を応用して作られたため、反応性愛着障害等の情緒反応から行動化を起している困難性が混在することや見落とされる懸念があり、今後これらも反映されるアセスメントの構築が望まれる。

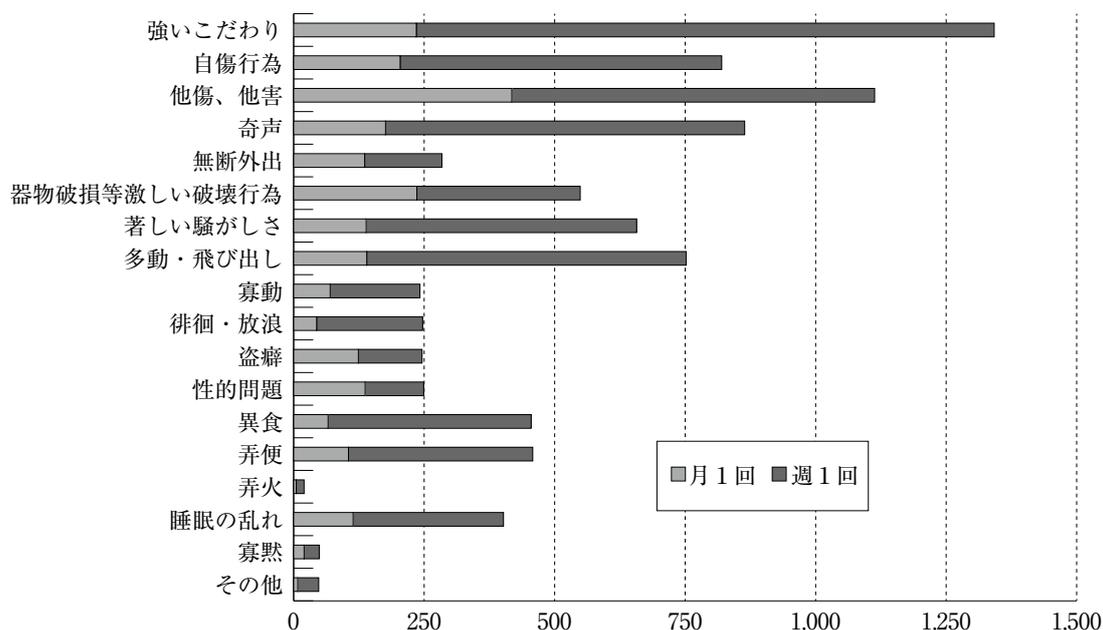


表43 行動上の困難さの状況

(重複計上)

	頻度	施設数	人数	%
強いこだわり	月1回	65	235	4.9
	週1回	137	1,107	23.1
自傷行為	月1回	69	204	4.3
	週1回	122	616	12.8
他傷, 他害	月1回	89	418	8.7
	週1回	125	695	14.5
奇声	月1回	56	176	3.7
	週1回	123	688	14.3
無断外出	月1回	55	136	2.8
	週1回	37	148	3.1
器物破損等激しい破壊行為	月1回	80	236	4.9
	週1回	84	313	6.5
著しい騒がしさ	月1回	46	139	2.9
	週1回	95	518	10.8
多動・飛び出し	月1回	59	140	2.9
	週1回	116	612	12.8
寡動	月1回	33	70	1.5
	週1回	66	172	3.6
徘徊・放浪	月1回	22	44	0.9
	週1回	55	203	4.2
盗癖	月1回	65	124	2.6
	週1回	49	122	2.5
性的問題	月1回	56	137	2.9
	週1回	44	112	2.3
異食	月1回	34	66	1.4
	週1回	99	389	8.1
弄便	月1回	49	105	2.2
	週1回	98	353	7.4
弄火	月1回	3	5	0.1
	週1回	4	15	0.3
睡眠の乱れ	月1回	56	114	2.4
	週1回	85	288	6.0
寡黙	月1回	10	20	0.4
	週1回	19	29	0.6
その他	月1回	5	8	0.2
	週1回	15	40	0.8
在籍児数			4,799	

## 9. 医療対応の状況

### (1) 医療機関の受診状況

受診科目別の通院の状況〔表44〕では、全体で1人平均12.2回通院しており、ほぼ毎月1回通院していることになる。通院回数が多いのは、小児科・内科が実人数4,328人（在籍比90.2%）、1人平均4.0回、次いで精神科・脳神経外科で実人数2,976人（在籍比60.2%）、1人平均5.5回である。

根本的な問題として、児童期は身体的に発育途上で変調を起こしやすく、免疫力も低く医療対応が多くなることがある。大都市部と地方部、医療施設の社会資源がどんな範囲（距離的）にあるかによって環境要因や、通院に係る人的（複数職員対応等）、時間的（移動距離、待合に係る時間等）な負担が大きく潜んでいる。福祉型障害児入所施設での通院を分類すると、何らかの不調があって診察を受ける「一般診療」、重複障害の状況にある「内部疾患（のため定期的な）診療」児童精神科等の「精神保健上の診療」の3つに分けられる。

障害児入所施設は、医療型障害児入所施設と福祉型障害児入所施設に分けられたが、通院という視点からみた時、福祉型障害児入所施設の負担が大きい。学校から（学校保健法により）施設に迎えの要請が入り、時間的にもそのまま医療機関に円滑に移送することも難しい。看護師、嘱託医制度があるものの賄いきれず、通院に費やす業務量は多い。身体症状を適切に伝えるには、職員の付き添いは欠かせないが、乳児院や児童養護施設での通院回数と比較検討の上、職員配置の改善を訴えていくことも視野に入れる必要がある。

表44 受診科目別の通院の状況（27年度実績）

	施設数	実人数	在籍比	延べ回数	1施設平均	1人平均
精神科・脳神経外科	141	2,976	60.2	16,501	117.0	5.5
小児科・内科	145	4,328	90.2	17,444	120.3	4.0
外科・整形外科	124	933	19.4	2,476	20.0	2.7
歯科	140	2,549	53.1	8,685	62.0	3.4
その他	129	3,414	71.1	13,279	102.9	3.9
実数	158	4,799		58,385	369.5	12.2

### (2) 服薬の状況

服薬の状況〔表45〕は、最も多いのが向精神薬・抗不安薬で1,598人（33.3%）、次いで抗てんかん薬が1,149人（23.9%）、睡眠薬が464人（9.7%）となっている。

表45 服薬の状況

	施設数	人数	%
抗てんかん薬	142	1,149	23.9
抗精神薬・抗不安薬	146	1,598	33.3
睡眠薬	111	464	9.7
心臓疾患	22	39	0.8
腎臓疾患	16	31	0.6
糖尿病	15	16	0.3
喘息	64	151	3.1
貧血	28	40	0.8
その他	72	636	13.3
実数	158	4,799	

(3) 入院の状況

入院の状況〔表46〕は、平成27年度に入院があったのは100施設245人で、入院日数は14,346日、1人当たりの入院日数は58.6日であった。そのうち付添い日数は617日で、入院日数の4.3%にとどまっている。

表46 入院の状況

入院あり		%
施設数	100	63.3
人数	245	5.1
日数	14,346	
うち付添日数	617	

(%はそれぞれ施設数比、在籍数比)

(4) 契約制度の影響

表47 保険証の資格停止・無保険（契約児）

		%
施設数	12	7.6
27年度延べ人数	35	0.7
28年6月1日現在延べ人数	31	0.6

表48 経済的負担を理由とした通院見合わせ（平成27年度～28年6月1日まで）

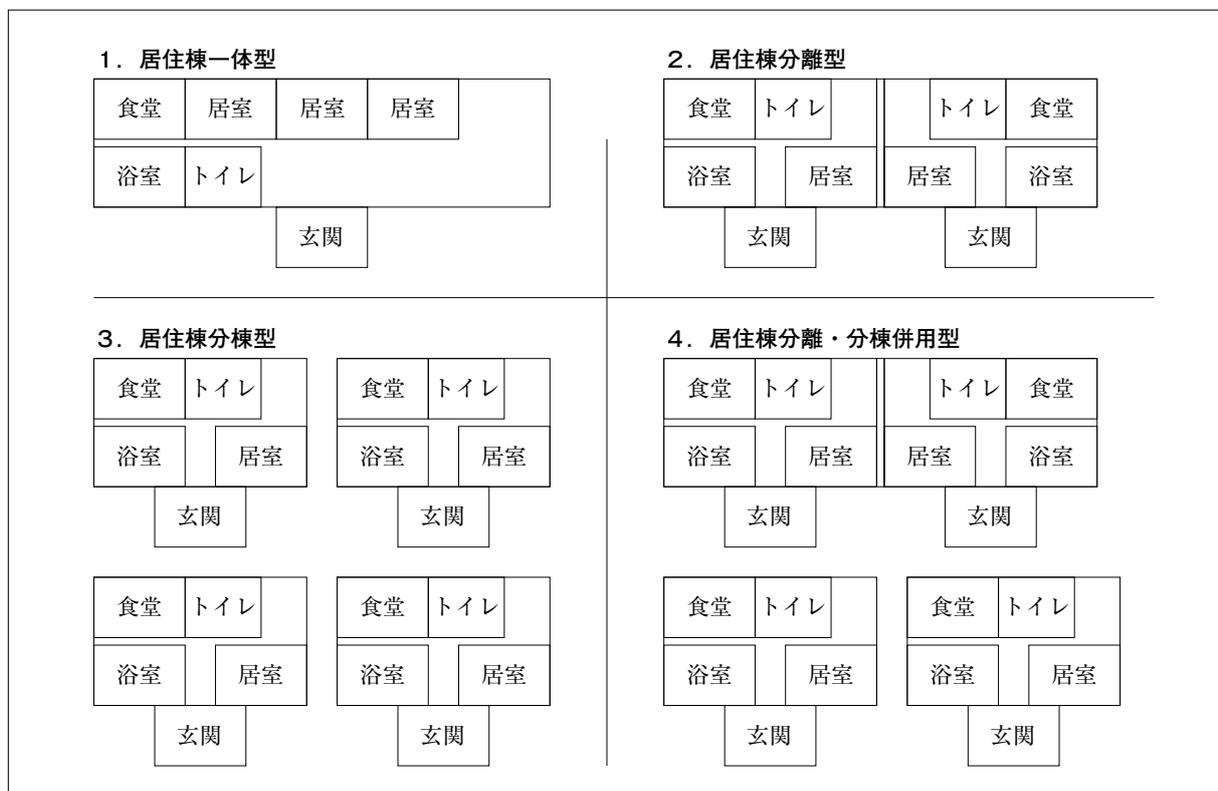
		%
ある人数	8	0.2
延べ回数	46	

表49 医療費の支払いの滞納（平成28年5月末日）

		%
ある人数	12	0.3
延べ金額（円）	155,700	

### Ⅲ 施設の設備・環境と暮らしの状況

#### 1. 施設建物の形態



#### 形態分類

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）
2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）
3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
4. 住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2、3を合わせて設けている構造）
5. 敷地外に生活の場を設けている

施設の形態〔表50〕は、生活環境の質の高さを検討するために、上記のように形態を5つに分類し、調査をしたものである。居住棟一体型が87施設（55.1%）と最も多いが、分離型が45施設（28.5%）、分棟型は6施設（3.8%）、分離・分棟併用型も6施設（3.8%）であった。敷地外に生活の場を設けているのは5施設（3.2%）となっている。

児童の生活の場は小規模であることが適切と考えられるため、今後さらに生活環境の整備が進むことが望まれる。

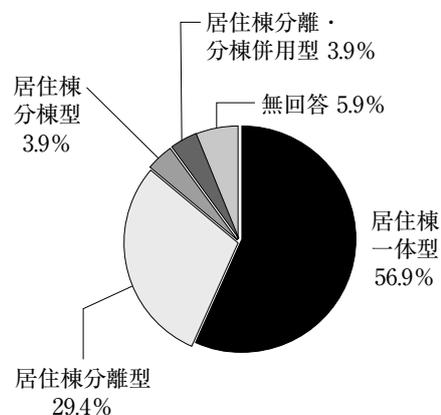


表50 施設の形態

	施設数	%
居住棟一体型	87	55.1
居住棟分離型	45	28.5
居住棟分棟型	6	3.8
居住棟分離・分棟併用型	6	3.8
敷地外に生活の場を設けている（自活訓練含む）	5	3.2
↳ 箇所数（箇所）	9	
↳ 食事は本体より配食	2	
↳ 食事は自前調理	0	
↳ 本体からの配食+自前調理	3	
無回答	9	5.7
計	158	100

## 2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成

生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位。

### (1) 生活単位の設置数

生活単位の設置数〔表51〕について、規模別施設数で最も多かったのは、6～10人で51施設・120単位、16人以上が63施設・117単位、11～15人が38施設・86単位、5人以下が23施設・82単位であった。6～10人の小規模な生活単位が近年増加傾向であったが、初めて最も多くなり、生活単位の小規模化が少しずつ進んでいることが見てとれる。

全生活単位のうち10人以下の小規模な生活単位が占める割合が49.9%と、約半数となった。

平成24年度に新設された小規模グループケア加算を受けている施設は23施設（14.6%）〔表67〕で、加算受給施設は19施設から23施設に増加している。生活単位の小規模化と小規模グループケアを実施する施設が増加傾向にある。

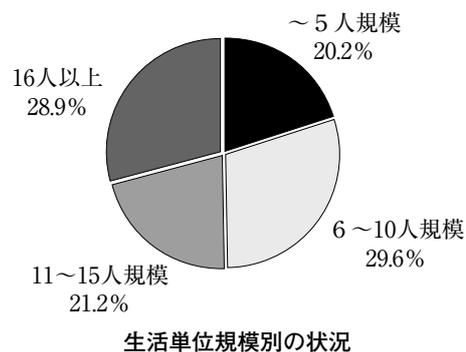


表51 生活単位の設置数

(複数回答)

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計
生活単位数	82	120	86	117	405
%	20.2	29.6	21.2	28.9	100
公立	38	24	18	35	115
民立	44	96	68	82	290
施設数	23	51	38	63	175
施設平均	3.6	2.4	2.3	1.9	2.3

## (2) 専任スタッフ数

前項の生活単位における専任スタッフ数〔表52〕は、405単位に対して1,701人配置され、1単位平均4.2人となっている。規模別の専任スタッフ数は、16人以上が7.9人、11～15人が5.6人、6～10人が2.5人、5人以下が1.5人となっている。生活単位の小規模化が進んでいるが、職員配置が十分なものとはいえない状況である。

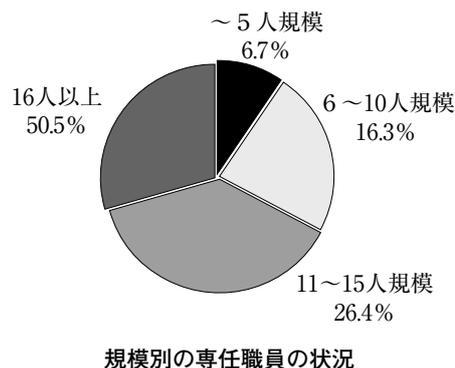


表52 専任スタッフ数

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計
専任スタッフ（人）	122	298	482	921	1,701
単位平均（人）	1.5	2.5	5.6	7.9	4.2
公立	59	135	113	290	597
民立	49	302	231	522	1,104
施設数	20	48	33	59	160
平均（人）	6.1	6.2	14.6	15.6	10.6

## (3) 児童と直接支援職員の比率

〔表53〕は児童定員と直接支援職員数の比率である。定員比では、職員1人に対し児童2～2.5人以下が46施設（29.1%）と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の合計が117施設（74.1%）となっており、昨年より減少している。設置主体別に見ると、職員1人に対し児童3人以下の施設が、公立36施設（83.7%）、民立81施設（70.4%）となっており、公民格差が依然として見られる。

在籍数と直接支援職員数の比率〔表54〕では職員1人に対して児童1.5～2人が37施設（23.4%）と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設が合計133施設（84.2%）となっている。設置主体別では、職員1人に対し児童3人以下の施設が公立では合計39施設（90.7%）、民立では合計94施設（81.7%）となっている。

なお、在籍比で職員1人に対し児童2人以下の施設が77施設（48.7%）と、職員配置基準の4.3：1を大きく超えて各種加算や法人の自助努力により手厚い職員配置をしている施設が数多くあることから、職員配置基準の抜本的な見直しが必要であろう。

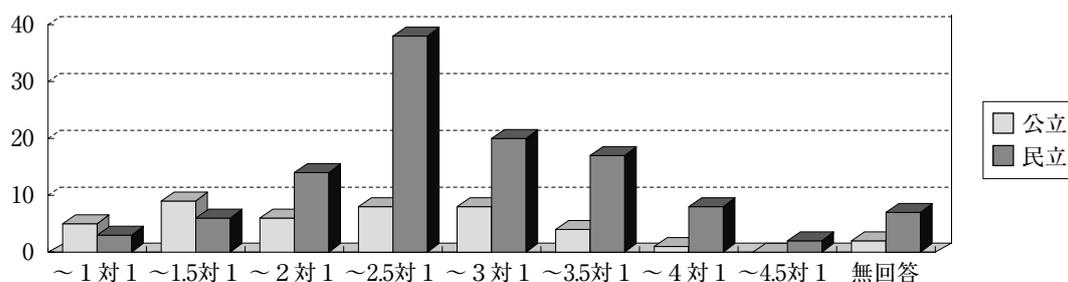
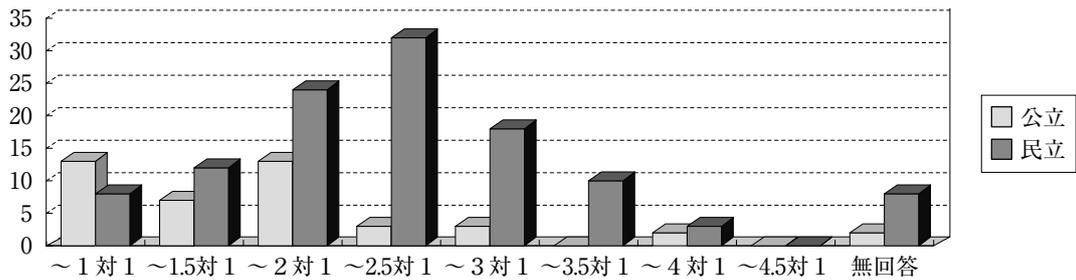


表53 定員：直接支援職員の比率

定員：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	8	15	20	46	28	21	9	2	9	158
%	5.1	9.5	12.7	29.1	17.7	13.3	5.7	1.3	5.7	100
公立	5	9	6	8	8	4	1	0	2	43
%	11.6	20.9	14.0	18.6	18.6	9.3	2.3	0	4.7	100
民立	3	6	14	38	20	17	8	2	7	115
%	2.6	5.2	12.2	33.0	17.4	14.8	7.0	1.7	6.1	100



在籍数と直接支援職員の比率

表54 在籍数：直接支援職員の比率

在籍：職員	～1：1	～1.5：1	～2：1	～2.5：1	～3：1	～3.5：1	～4：1	～4.5：1	無回答	計
施設数	21	19	37	35	21	10	5	0	10	158
%	13.3	12.0	23.4	22.2	13.3	6.3	3.2	0	6.3	100
公立	13	7	13	3	3	0	2	0	2	43
%	30.2	16.3	30.2	7.0	7.0	0	4.7	0	4.7	100
民立	8	12	24	32	18	10	3	0	8	115
%	7.0	10.4	20.9	27.8	15.7	8.7	2.6	0	7.0	100

### 3. 「自活訓練事業」の取り組み状況

施設機能強化推進事業の特別事業として制度化され継続している自活訓練事業の実施状況〔表55〕は、23施設（14.6％）で取り組まれており、設置主体別では公立が3施設（7.0％）、民立が12施設（10.4％）となっている。公立は前回の9施設から3施設に減り、民立も14施設から12施設に減少している。自活訓練事業を今後検討すると回答した施設は、公立は15施設から12施設に減少し、民立は30施設から33施設に増加している。

児童施設で自活訓練事業の定着を図るのであれば、早急な条件整備の取り組みが必要であろう。

表55 自活訓練事業の実施状況

		計	%	
自活訓練事業の実施施設数		23	14.6	
公立	実施している	3	7.0	
	自活訓練加算	措置（人）	21	
		契約（人）	11	
		加算対象外〔独自加算〕（人）	1	
	今後検討する	12	27.9	
	不明・無回答	28	65.1	
	計	43	100	
民立	実施している	12	10.4	
	自活訓練加算	措置（人）	16	
		契約（人）	1	
		加算対象外〔独自加算〕（人）	31	
	今後検討する	33	28.7	
	不明・無回答	70	60.9	
	計	115	100	

## Ⅳ 地域生活・在宅サービスの状況

### 1. 障害児等療育支援事業の実施状況

障害児等療育支援事業を実施している施設〔表56〕は20施設、法人内の他施設が実施しているが24施設、合わせて44施設（27.8%）となり、前々年度調査（56施設・32.4%）、前年調査（51施設・31.5%）と比較すると実施施設は年々少なくなっている。

事業内容別実施件数〔表57〕では、外来療育等相談事業は404件増加したが、訪問療育等指導事業（前年より88件減）、施設支援事業（前年より518件減）は減少している。

表56 障害児等療育支援事業（都道府県の地域生活支援事業とした事業等）の実施数

	施設数	%
実施している	20	12.7
法人内の他施設が実施している	24	15.2
実施していない	88	55.7
無回答	26	16.5
計	158	100

表57 事業内容別実施件数

	件数
① 訪問療育等指導事業	4,024
② 外来療育等相談事業	4,873
③ 施設支援事業	1,690
保育所	598
学 校	188
作業所	744
その他	160

### 2. 短期入所の実施状況

短期入所の実施状況〔表58〕は、「行っている」が141施設（89.2%）で9割近い施設が実施している。また、定員規模別事業所数は併設型事業所〔表59〕が、定員4人が最も多く23事業所（30.7%）、次いで定員2人が14施設（18.7%）、定員5人が10施設（13.3%）となっている。空床型事業所〔表60〕では、定員2人と4人が同数の8施設（17.8%）、次いで定員5人が7施設（15.6%）となっている。

利用実績〔表61〕は、利用実人数が2,515人、延べ利用件数が6,850件、1人当たりの利用件数は2.7件、1事業所当たりの利用実人数は17.8人となっている。

利用件数の内訳〔表62〕では、1泊が3,548件（51.8%）と過半数を占めており、次いで2泊が1,258件（18.4%）となっている。1回の利用で30泊以上利用した件数〔表63〕が104件あり、その理由で最も多

いのが「家族の病気等」で58件（55.8%）、次いで「障害者支援施設への入所待機」が19件（18.3%）、「グループホームへの入所待機」が11件（10.6%）となっている。

表58 短期入所の実施状況

	施設数	%
実施している	141	89.2
実施していない	15	9.5
無回答	2	1.3
計	158	100

表59 定員規模別施設数（併設型）

	施設数	%
1人	3	4.0
2人	14	18.7
3人	6	8.0
4人	23	30.7
5人	10	13.3
6人	8	10.7
7人	2	2.7
8人	4	5.3
9人以上	5	3.2
計	75	100

表60 定員規模別施設数（空床型）

	施設数	%
1人	4	8.9
2人	8	17.8
3人	4	8.9
4人	8	17.8
5人	7	15.6
6人	1	2.2
7人	0	0
8人	2	4.4
9人以上	11	24.4
計	45	100

※定員数及び併設型・空床型について無回答の施設があることから実施数との計が不一致。

表61 利用実績（平成28年4月～6月までの3か月間）

	施設数
利用実人数	2,515
利用件数（延べ）	6,850
1人当たりの平均利用件数	2.7
1事業所当たりの利用実人数	15.9

表62 利用件数（延べ）内訳

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～29泊	30～59泊	60泊以上	不明	計
利用件数	3,548	1,258	501	429	183	53	33	12	833	6,850
%	51.8	18.4	7.3	6.3	2.7	0.8	0.5	0.2	12.2	100

表63 1回の利用で30泊以上する場合の理由

	施設数	%	件数	%
障害者支援施設への入所待機のため	14	31.1	19	18.3
グループホームへの入居待機のため	5	11.1	11	10.6
その他福祉施設等への入所待機のため	3	6.7	3	2.9
地域での自立した生活をするための事前準備のため	5	11.1	10	9.6
本人の健康状態の維持管理のため	7	15.6	7	6.7
家族の病気等のため	13	25.9	58	55.8
その他	12	26.7	54	51.9
計	45	100	104	100

### 3. 日中一時支援事業の実施状況

市町村の地域生活支援事業である日中一時支援事業を実施している施設は前年の130施設から112施設(70.9%)とやや減少している。

要因として、入所施設自体の数の減少とともに、増加している放課後等デイサービス事業所に利用者が移行していること等が考えられよう。

表64 日中一時支援事業の状況

	施設数	%
実施している	112	70.9
実人数	7,526	
延べ人数	68,158	
実施していない	24	15.2
無回答	22	13.9
計	158	100
実施市区町村数	365	

### 4. 福祉教育事業の実施状況

福祉教育事業の実施状況〔表65〕については、前年の95.1%から86.7%と8.4ポイント減少している。受け入れ状況〔表65-2〕では、小中高生のボランティア(647人増)、民間作業ボランティア(823人増)が増加している。学校教員・教職免許の体験実習(161人減)、単位実習〔保育士〕(1,182人減)、単位実習〔社会福祉士・主事〕(106人減)となっており、特に保育士実習の大幅な減少(前年比31.7%減)から保育士を志望する学生が減少していることが推察される。

表65 福祉教育事業の実施状況

	施設数	%	
実施している	137	86.7	
実施していない	9	5.7	
計	12	7.6	
公立	実施している	39	92.9
	実施していない	3	7.1
	計	42	100
民立	実施している	98	94.2
	実施していない	6	5.8
	計	104	100

表65-2 事業内容と受け入れ状況

	総計		公立		私立	
	施設数	人数	施設数	人数	施設数	人数
小・中・高校生のボランティア	58	2,429	15	260	43	2,169
民間作業ボランティア	82	10,770	25	5,833	57	4,937
学校教員・教職免許の体験実習	38	224	8	57	30	167
単位実習〔保育士〕	132	2,547	37	632	95	1,915
単位実習〔社会福祉士・主事〕	40	253	11	46	29	207
施設職員の現任訓練	15	78	5	15	10	63
その他	37	992	14	371	23	621

## 5. 在宅支援サービスの実施状況

制度外の在宅支援サービスの実施状況については、ボランティア講座・体験学習・地域住民への研修と通院に対する職員派遣が減少しているが、その他はほぼ横ばいで推移している。

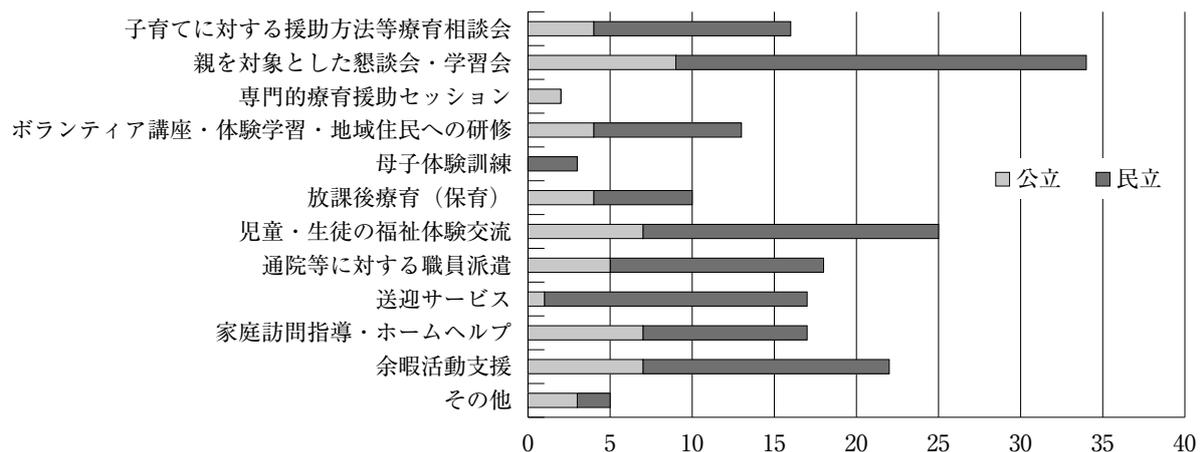


表66 在宅支援サービスの実施状況

サービス内容	施設数	%	公立	私立
子育てに対する援助方法等療育相談会	16	10.1	4	12
親を対象とした懇談会・学習会	34	21.5	9	25
専門的療育援助セッション	2	1.3	2	0
ボランティア講座・体験学習・地域住民への研修	13	8.2	4	9
母子体験訓練	3	1.9	0	3
放課後療育（保育）	10	6.3	4	6
児童・生徒の福祉体験交流	25	15.8	7	18
通院等に対する職員派遣	18	11.4	5	13
送迎サービス	17	10.8	1	16
家庭訪問指導・ホームヘルプ	17	10.8	7	10
余暇活動支援	22	13.9	7	15
その他	5	3.2	3	2

## V 施設運営・経営の課題

### 1. 施設の運営費について

#### (1) 加算の認定状況

平成28年度の加算取得状況〔表67〕は、児童発達支援管理責任者配置加算が137施設（86.7％）で最も多く、入院・外泊時加算が114施設（72.2％）、栄養士配置加算が110施設（69.6％）、重度障害児支援加算が109施設（69.0％）、看護師配置加算が82施設（51.9％）、職業指導員加算が57施設（36.1％）、心理担当職員配置加算が39施設（24.7％）、栄養ケアマネジメント加算が30施設（19.0％）であり、前年度とほぼ同様の傾向であった。

小規模グループケア加算は19施設（11.7％）から23施設（14.6％）に増加しており、小規模グループケアに取り組む施設がわずかながら増えている。

表67 平28年度の加算取得状況

	施設数	%
1. 児童発達支援管理責任者配置加算	137	86.7
2. 職業指導員加算	57	36.1
3. 重度障害児支援加算	109	69.0
4. 重度重複障害児加算	27	17.1
5. 強度行動障害児特別加算	10	6.3
6. 幼児加算	5	3.2
7. 心理担当職員配置加算	39	24.7
8. 看護師配置加算	82	51.9
9. 入院・外泊時加算	114	72.2
10. 自活訓練加算	10	6.3
11. 入院時特別支援加算	17	10.8
12. 地域移行加算	9	5.7
13. 栄養士配置加算	110	69.6
14. 栄養ケアマネジメント加算	30	19.0
15. 小規模グループケア加算	23	14.6
施設実数	158	100

#### (2) 自治体の補助の状況

自治体の加算措置〔表68〕における人件費等の事務費の補助は、「ある」が38施設（24.1％）、「ない」が85施設（53.8％）と、昨年調査と比べると「ある」が3施設減少し、「ない」が22施設減少している。事業費に対する加算措置は、「ある」が36施設（22.8％）、「ない」が87施設（55.1％）と、昨年調査と比べると「ある」が7施設減少し、「ない」が16施設減少している。「ある」「ない」いずれも減少したのは「無回答」が16施設から35施設に増加したことが要因である。

表68 自治体の加算措置の有無 — 職員配置等の事務費および事業費の補助 —

	事務費	%	事業費	%
ある	38	24.1	36	22.8
ない	85	53.8	87	55.1
不明・無回答	35	22.2	35	22.2
計	158	100	158	100

## 2. 在所延長規定の廃止に伴う今後の施設整備計画

### (1) 障害者支援施設の指定状況

平成24年4月1日施行の改正児童福祉法により、従来あった在所延長規定が廃止されたが、現に在所している満18歳以上の入所者の在所継続のため障害者支援施設の指定〔表69〕の有無を調査したところ、「障害者支援施設の指定を受けている」が89施設（56.3%）に、「受けていない」が59施設（37.3%）となっている。

表69 障害者支援施設の指定状況

	施設数	%	公立	民立
受けている	89	56.3	20	69
受けていない	59	37.3	21	38
無回答	10	6.3	2	8
計	158	100	43	115

### (2) 今後の方針

在所延長規定の廃止により、今後は児童施設として維持するのか障害者支援施設に転換するのか対応の方針を定めなければならないこととされている。今後の方針〔表70〕では、「児童施設として維持する」が103施設（65.2%）、「障害者支援施設を併設する」が34施設（21.5%）、「障害者支援施設に転換する」が7施設（4.4%）、無回答が14施設（8.9%）となっており、経過措置期間が3年間延長された平成33年3月までの各施設の動向が注目される。

表70 今後の対応方針

	施設数	%	公立	民立
児童施設として維持する	103	65.2	30	73
障害者支援施設を併設する	34	21.5	7	27
障害者支援施設に転換する	7	4.4	0	7
無回答	14	8.9	6	8
計	158	100	43	115

### (3) 児童施設の定員について

児童施設としての定員維持の方向性〔表71〕については、「児童施設の定員の変更なし」は、106施設（67.1%）、「児童施設の定員を削減する」が33施設（20.9%）、無回答が19施設（12.0%）で削減予定数は401人となっている。「定員を削減する」の内訳は、公立が9施設、民立が24施設である。

在所延長規定の廃止による満18歳以上の障害者施策への移行、施設基準（居室面積等）の見直し等から児童の定員の見直しの検討が行われている状況を示している。

定員の変更をしない106施設は今後も児童施設として運営する方針と思われ、〔表70〕「今後の方針」の結果とほぼ一致している。定員を削減するのは、障害者支援施設を併設又は転換する方針と思われるが、無回答の19施設は方向性を決めかねているものと推察される。

表71 今後の児童施設の定員

	施設数	%	公立	民立
定員の変更なし	106	67.1	27	79
定員を削減する	33	20.9	9	24
削減数（人）	401		94	307
無回答	19	12.0	7	12
計	158	100	43	115

### (4) 障害種別の一元化に向けた対応について

障害種別の一元化に向けて他の障害の受け入れに伴う設備・構造についてみると、身体障害の車椅子対応〔表72〕については、現状で受け入れが可能な施設が41施設（25.9%）、受け入れ困難な施設が52施設（32.9%）となっている。

また、盲・ろうあ児の受け入れ〔表73〕については、現状で受け入れ可能とする施設が14施設（8.9%）、受け入れ困難な施設が81施設（51.3%）となっている。

前回調査とほぼ同様の結果となっており、障害種別の一元化に向けては、大半の施設において改築や障害種別に応じた専門職の確保等の課題があることがうかがえる。

表72 身体障害の車椅子対応

	計	%	公立	民立
現状で可能	41	25.9	8	33
改築等が必要	46	29.1	12	34
受け入れ困難	52	32.9	16	36
無回答	19	12.0	7	12
計	158	100	43	115

表73 盲・ろうあ児の受け入れ

	計	%	公立	民立
現状で可能	14	8.9	3	11
改築等が必要	41	25.9	10	31
受け入れ困難	81	51.3	22	59
無回答	22	13.9	8	14
計	158	100	43	115

### 3. 在所延長している児童の進路の見通し

満18歳以上の在籍児童の今後の退所先の進路に関する見通し〔表74〕は、施設入所支援対象が93施設・612人（46.1%）、グループホーム対象が43施設・81人（6.1%）、家庭引き取りが10施設・17人（1.3%）となっているが、平成28年度末までに移行可能となっているのは、施設入所支援で100人（対象者の16.3%）、グループホームで25人（対象者の30.9%）にとどまっており、今後の対象児童のスムーズな移行支援を進めるために都道府県と市町村が連携した自立支援システムの構築が望まれる。

表74 在所延長している児童の今後の見通しとその人数

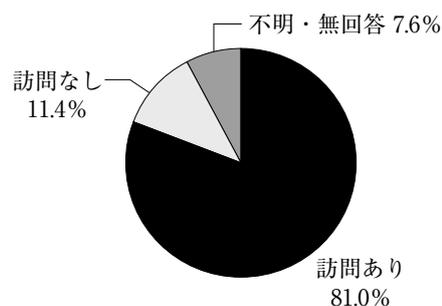
		数	%	公立	私立
家庭引き取り	施設数	10	6.3	1	9
	人数	17	1.3	2	15
単身生活	施設数	2	1.3	0	2
	人数	2	0.2	0	2
施設入所支援対象	施設数	93	58.9	23	70
	人数	612	46.1	164	448
	28年度末までに移行可能	100	7.5	15	79
グループホーム対象	施設数	43	27.2	7	36
	人数	81	6.1	13	68
	28年度末までに移行可能	25	1.9	4	22

### 4. 児童相談所との関係

#### (1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問

児童相談所が入所措置を行った後の児童福祉司等の施設訪問〔表75〕については、「平成27年度に訪問があった」のは128施設（81.0%）で、「訪問がない」が18施設（11.4%）となっている。訪問のある児童相談所の箇所数〔表75-2〕としては、2か所が31施設（24.2%）で最も多いが、5か所以上も27施設（21.1%）ある。

訪問回数〔表75-3〕は、5回以上が68施設（53.1%）と最も多くなっており、「訪問のあった」施設では児童相談所職員の訪問回数は比較的多いといえるが、「訪問のない」施設も1割強あることから児童相談所の取り組みに温度差があることがうかがえる。



児童福祉司の訪問の状況

表75 措置後の児童福祉司等の訪問

	施設数	%
平成27年度に訪問があった	128	81.0
訪問はない	18	11.4
不明・無回答	12	7.6

表75-2 27年度訪問か所数（児童相談所数）

27年度訪問か所数	施設数	%
1 か所	23	18.0
2 か所	31	24.2
3 か所	21	16.4
4 か所	13	10.2
5 か所以上	27	21.1
不明・無回答	13	10.2
訪問があった施設実数	128	100

表75-3 27年度訪問回数

27年度訪問回数	施設数	%
1 回	6	4.7
2 回	14	10.9
3 回	13	10.2
4 回	11	8.6
5 回以上	68	53.1
不明・無回答	16	12.5
訪問があった施設実数	128	100

## (2) 児童相談所との連携

児童相談所との連携〔表76〕は、「県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている」が54施設（34.2%）、「定期的に児童相談所を訪問して協議している」が13施設（8.2%）、「不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している」が57施設（36.1%）となっている。

契約制度の導入により両者の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的な協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ、複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできないであろう。

表76 児童相談所との連携

	施設数	%
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行政主催で行っている	54	34.2
定期的に児童相談所を訪問して協議している	13	8.2
不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している	57	36.1
特に行っていない	22	13.9
不明・無回答	12	7.6
施設実数	158	100

### (3) 18歳以降の対応

措置児童の18歳以降の対応〔表77〕については、「18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない」が6施設（3.8%）、「高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない」が44施設（27.8%）、「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる」が85施設（53.8%）、「20歳以降も事情により措置延長が認められる」が10施設（6.3%）となっている。一方、契約児童の18歳以降の対応は「18歳到達日以降の支給期間延長は原則として認められない」が9施設（5.7%）、「高校（高等部）卒業までは支給期間延長が認められるが、それ以降は認められない」が76施設（48.1%）、「高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの支給期間延長が認められる」が43施設（27.2%）、「20歳以降も事情により支給期間延長が認められる」が19施設（12.0%）となっている。高等部卒業までしか在所延長が認められない割合は契約の方が高く、逆に事情により20歳まで在所延長が認められる割合は措置のほうが高くなっている。

18歳到達日以降の在所が不可能な施設については、就学継続のための対策が十分にとられているのか、今後の調査が必要であろう。

表77 18歳以降の対応

	措置	%	契約	%
18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない	6	3.8	9	5.7
高校（高等部）卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない	44	27.8	76	48.1
高校（高等部）卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる	85	53.8	43	27.2
20歳以降も事情により措置延長が認められる	10	6.3	19	12.0
不明・無回答	13	8.2	11	7.0
施設実数	158	100	158	100

## 5. 利用者負担金の未収状況

利用者負担の未収状況〔表78〕では、27年度の未収が57施設506人（うち26年度未収人数は240人）となっている。前年度調査では、53施設610人（うち25年度未収人数は193人）であり、未納人数、未収額とも減少傾向にある。この状況は、施設だけの責任では済まされないため、何らかの措置を要望する必要があるであろう。

表78 利用者負担の未収状況

	計
27年度未収人数	506
施設数	57
27年度未収額（単位千円）	28,026
うち26年度未収人数	240
施設数	37
うち26年度未収額（単位千円）	22,339

## 6. 苦情解決の実施状況

苦情受付件数〔表79〕をみると、27年度に苦情が1件以上寄せられたと回答した施設が66施設（41.8%）、総件数は236件、1施設平均3.6件であった。これを件数別にみると、1～4件が51施設（32.3%）、5件～9件が12施設（7.6%）、10件以上は3施設（1.9%）であった。0件は63施設（39.9%）であった。

表79 苦情受付件数

	施設数	%	件数計
27年度苦情受付総数	129		236
0件	63	39.9	
1～4件	51	32.3	
5～9件	12	7.6	
10件～	3	1.9	
無回答	29	18.4	
計	158	100	

苦情の内容〔表79-2〕は、「生活支援に関すること」が61施設・172件、1施設平均2.8件、「施設運営に関すること」が16施設・25件、「その他」が25施設・39件で、日常生活に関する苦情が多くなっている。

苦情受付総数は前回の272件から236件に減少しているが、施設運営や生活支援に対する苦情が潜在化しないためにも、日々の実践の中で見落としのないようにしていかなければならない。

表79-2 苦情の内容

	施設数	%	件数計
施設運営に関すること	16	24.2	25
生活支援に関すること	61	92.4	172
その他	25	37.9	39
苦情のあった施設数	66	100	236

第三者委員等との相談頻度〔表79-3〕は、最も多い頻度は「年に1回」66施設（41.8%）、次いで「学期に1回」25施設（15.8%）、「月1回」は11施設（7.0%）で前回とほぼ同様で、日常的な活動というより形式的なレベルにある状況は変わらない。「相談の機会はない」との回答は41施設（25.9%）で、前回（29.0%）よりやや減少している。今後、第三者委員の活動を形式的なものに止めずに福祉サービスの質の向上が図られるような実質的な活動にしていくためには、積極的に取り組んでいる施設の活動等を参考にしていくことが必要であろう。

表79-3 第三者委員等との相談頻度

	施設数	%
月1回	11	7.0
学期に1回	25	15.8
年に1回	66	41.8
相談の機会はない	41	25.9
無回答	15	9.5
計	158	100

# 調査票 C

※この調査票は、障害児入所施設（福祉型・医療型）、のみご回答ください。

## 全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

(平成28年6月1日現在)

記入責任者 氏 名		職 名

### 《留意事項》

- 本調査票は障害児入所施設（福祉型・医療型）事業を対象としています。  
当該事業を利用する利用者の状況についてご回答ください。
  - 「障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて児童福祉法による「経過施設入所支援」、「経過的生活介護」、「経過療養介護」等の事業を実施する場合は、両事業の利用者も含めて「障害児入所施設（福祉型・医療型）」としてご回答ください。  
例：障害児入所施設（福祉型・医療型）に併せて経過施設入所支援、経過的生活介護、経過療養介護、を実施  
→ 調査票は1部作成（「障害児入所施設（福祉型・医療型）」で1部）
  - 従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。
- 設問は特別の指示がない場合にはすべて平成28年6月1日現在でご回答ください。
- 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

### 〔共通項目〕

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分をご記入ください。）

施設・事業所の名称		電 話	
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。	01. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 02. 児童発達支援センター 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援A型 17. 就労継続支援B型 18. 施設入所支援 20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援A型 20-17. 就労継続支援B型	

[1]定員	人	開設年月		移行年月	
-------	---	------	--	------	--

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

<p>[2] 現在員</p> <p>(1) (2) の男女別人員計は一致すること</p>	(1) 契約・措置利用者数(合計)				①男 ★ 人				②女 ☆ 人				計 ● 人				
	(2) 年齢別在籍者数																
	年齢	2歳以下	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	計
	1.男															★	
	2.女															☆	
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人	
	うつ罹患児・者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること																
	(4) 利用・在籍年数別在籍者数 ※現事業における利用・在籍年数で計上すること ※「18.施設入所支援」,「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上すること																
	在籍年数	0.5年未満	0.5～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～30年未満	30～40年未満	40年以上	計				
	1.男												★				
	2.女												☆				
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人				
	[3] 障害支援区分別在籍者数 ※「療養介護」,「生活介護」,「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※[2]の人員計と一致すること ※「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」に併せて経過施設入所支援,経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと				非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計				
					人	人	人	人	人	人	人	人	● 人				
[4] 週当たりの利用契約状況 ※[2]の人員計と一致すること			7日/週	6日/週	5日/週	4日/週	3日/週	2日/週	1日/週	その他	計						
											● 人						
[5] 療育手帳程度別在籍者数 ※[2]の人員計と一致すること			1. 最重度・重度			2. 中軽度			3. 不所持・不明			計					
			人			人			人			● 人					
[6] 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと		手帳所持者実数	手帳に記載の障害の内訳 ※重複計上可		1. 視覚	2. 聴覚	3. 平衡	4. 音声・言語又は咀嚼機能	5. 肢体不自由	6. 内部障害	計						
		人			人	人	人	人	人	人	● 人						
[7] 身体障害者手帳程度別在籍者数 ※[6]の手帳所持者実数と一致すること			1級	2級	3級	4級	5級	6級	計								
			人	人	人	人	人	人	○ 人								
[8] 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況				△	[9] 精神障害者保健福祉手帳の程度別在籍者数 ※[8]の手帳所持者実数と一致すること				1級	2級	3級	計					
				人					人	人	人	△ 人					
[10] 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し,てんかん性精神病のみ記入のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと			1. 自閉スペクトラム症(広範性発達障害,自閉症など)				人										
			2. 統合失調症				人										
			3. 気分障害(周期性精神病,うつ病障害など)				人										
			4. てんかん性精神病				人										
			5. その他(強迫性心因反応,神経症様反応など)				人										
			計				人										
[11] 「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数					[12] 認知症の状況 ※医師により認知症と診断されている人数					人							
[13] 平成25年度以降,矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは,刑務所,少年刑務所,拘留所,少年院,少年鑑別所,婦人補導院をさす								1. 矯正施設	2. 更生保護施設	3. 指定入院医療機関	計						
								人	人	人	人						
[14] 執行猶予・不起訴等となった利用者数			1. 保護観察付執行猶予			2. 執行猶予			3. 不起訴・起訴猶予			計					
			人			人			人			人					
[15] 地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練(宿泊型)」のみ記入のこと											人						

[16] 支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない	
[16]－A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面で介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分のため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている。自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[16]－B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[16]－C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内容	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的な精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人員	人	人	人	人	人	● 人
[17] 日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上のこと ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	7. 気管切開の管理	人	13. 浣腸（市販の物以外の座薬も含む）	人	
	2. 中心静脈栄養 ※2（ポートも含む）	人	8. 喀痰吸引（口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	14. 摘便	人	
	3. ストーマの管理 ※3（人工肛門・人工膀胱）	人	9. 経管栄養の注入・水分補給（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	15. じょく瘡の処置	人	
	4. 酸素療法	人	10. インシュリン療法	人	16. 疼痛の管理（がん末期のペインコントロール）	人	
	5. 吸入	人	11. 導尿	人	計	人	
	6. 人工呼吸器の管理 ※4（侵襲、非侵襲含む）	人	12. カテーテルの管理（ Condom・留置・膀胱ろう）	人			
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理						
[18] 複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと	人		※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする				
[19] 日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業所のみ回答のこと	1. 家庭（親・きょうだいと同居）	人	5. 福祉ホーム	人			
	2. アパート等（主に単身・配偶者有り）	人	6. 施設入所支援	人			
	3. グループホーム・生活寮等	人	7. その他	人			
	4. 自立訓練（宿泊型）	人	計	●	人		
[20] 施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※「18. 施設入所支援」のみ回答のこと ※「01. 障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く	1. 同一法人敷地内で活動	人					
	2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動	人					
	3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	人					
	4. その他の日中活動の場等で活動	人					
計		●	人				

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

[21]ーA 入所前（利用前）の状況 ※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと				イ. 平成27年6月1日～平成28年5月31日の1年間を調査すること ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ハ. (1)と(2)の人員計が一致すること			
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)			
1.家庭(親・きょうだいと同居)		13.老人福祉・保健施設		1.家庭のみ		14.老人福祉・保健施設	
2.アパート等(主に単身)		14.一般病院・老人病院		2.一般就労		15.一般病院・老人病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		15.精神科病院		3.福祉作業所・小規模作業所		16.精神科病院(入院)	
4.社員寮・住み込み等		16.施設入所支援		4.職業能力開発校		17.療養介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		17.自立訓練(宿泊型)		5.特別支援学校(高等部含む)		18.生活介護	
6.特別支援学校寄宿舎		18.少年院・刑務所等の矯正施設		6.小中学校		19.自立訓練	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)		19.その他・不明		7.その他の学校		20.就労移行支援	
8.児童養護施設				8.保育所・幼稚園		21.就労継続支援A型	
9.乳児院				9.障害児入所施設(福祉型・医療型)		22.就労継続支援B型	
10.児童自立支援施設				10.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		23.地域活動支援センター等	
11.知的障害者福祉ホーム				11.児童養護施設		24.少年院・刑務所等の矯正施設	
12.救護施設				12.乳児院		25.その他・不明	
		計		13.救護施設		計	

[21]ーB 退所後（契約・措置解除後）の状況				イ. 平成27年6月1日～平成28年5月31日の1年間を調査すること ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ハ. (1)と(2)の人員計が一致すること			
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)			
1.家庭(親・きょうだいと同居)		14.施設入所支援		1.家庭のみ		14.一般病院・老人病院(入院)	
2.アパート等(主に単身)		15.自立訓練(宿泊型)		2.一般就労		15.精神科病院(入院)	
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		16.療養介護	
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		17.生活介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		小計		5.特別支援学校(高等部含む)		18.自立訓練	
6.特別支援学校寄宿舎		18.死亡退所		6.小中学校		19.就労移行支援	
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.その他の学校		20.就労継続支援A型	
8.児童養護施設				8.保育所・幼稚園		21.就労継続支援B型	
9.知的障害者福祉ホーム				9.障害児入所施設(福祉型・医療型)		22.地域活動支援センター等	
10.救護施設				10.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		23.少年院・刑務所等の矯正施設	
11.老人福祉・保健施設				11.児童養護施設		24.その他・不明	
12.一般病院・老人病院				12.救護施設		小計	
13.精神科病院				13.老人福祉・保健施設		25.死亡退所	
		計				計	

[22] 就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練(宿泊型)」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。									
イ. 平成27年6月1日～平成28年5月31日の1年間を調査すること ロ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと ハ. 「事業利用(在所)年月」の欄は、現事業(所)での利用(在所)期間を記入のこと ニ. 「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること ホ. [21]ーB、(2)活動の場、2一般就労 の人数と一致すること									
No.	就職時 年齢	性別	事業利用 (在所)年月	知的障害の程度 (別表1より)	年金受給の有無 (別表2より)	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (別表3より)
例	20歳	男	2年ヶ月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥80,000	1
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[23] 介護保険サービスへの移行・併給状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。 イ、平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日の 1 年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること									
No.	移行・併給開始年齢	性別	知的障害の程度 (別表 1 より)	障害支援区分	移行前の生活の場 (別表 4 より)	移行後の生活の場 (別表 5 より)	介護認定区分 (別表 6 より)	移行・併給後に利用を開始した別表(5)のうち4～7以外の介護保険サービス (別表 7 より) 複数選択可	移行・併給開始の理由 (別表 8 より)
1	歳								
2									
3									
4									
5									
6									

[24] 死亡の状況 ※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。 イ、平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日の 1 年間に調査すること ロ、退所後6ヶ月程度で死亡したケースも記入すること ハ、[21]-B、(1) 生活の場、18 死亡退所 の人数と一致すること						
No.	死亡時年齢	性別	知的障害の程度 (別表 1 より)	死亡場所 (別表 9 より)	死因 (右より選択)	
1	歳					1. 病気 2. 事故 3. その他
2						
3						
4						
5						
6						

別表 1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表 2	1. 有：1 級	2. 有：2 級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表 3	1. 家庭 5. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等 6. 福祉ホーム	7. その他	4. 社員寮等 8. 不明
別表 4	1. 家庭（親・きょうだいと同居） 4. 社員寮・住み込み等 7. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等（主に単身）	3. グループホーム・生活寮等 5. 知的障害者福祉ホーム	6. 施設入所支援	8. その他・不明
別表 5	1. 家庭 4. グループホーム（認知症対応） 7. 介護療養型医療施設	2. アパート	3. グループホーム（障害福祉） 5. 特別養護老人ホーム	6. 介護老人保健施設	8. その他
別表 6	1. 要支援 1 4. 要介護 2 7. 要介護 5	2. 要支援 2	3. 要介護 1 5. 要介護 3	6. 要介護 4	
別表 7	1. デイサービス・デイケア 3. 短期入所（ショートステイ）	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）	4. 訪問看護	5. その他	
別表 8	1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった。 2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた 3. 本人の希望により	4. 家族の希望により	5. その他		
別表 9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	

〔障害児入所施設（福祉型・医療型）専門項目〕以下より障害児入所施設（福祉型・医療型）のみご回答ください

[25] 設置・経営主体 ※	□1. 公立公営（□ア. 直営 □イ. 事業団 □ウ. 事務組合） □2. 公立民営 □3. 民立民営																	
※公立公営施設で指定管理者制度の場合は、受託が民間法人の場合は公立民営とする。また、民間移管により社会福祉法人に運営主体が完全に移行したものは民立民営とする。																		
[26] 経過的障害者支援施設	□1. 指定を受けている □2. 指定を受けていない																	
[27] 在籍児の出身エリア	1. 都道府県の数（ ）都道府県									2. 区市町村の数（ ）ヶ所								
	3. 措置・契約支給決定している児童相談所の数（ ）ヶ所																	
[28] 在籍児（措置・契約）の入所時の年齢（平成28年6月1日現在の在籍児）																		
年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
[29] 平成27年度（H27. 4. 1～H28. 3. 31）の新規入所児童の年齢別状況（年齢は入所時の年齢）																		
	5歳以下				6～11歳				12～14歳				15～17歳				計	
措置	人				人				人				人				人	
契約	人				人				人				人				人	
[30] 入所理由（平成28年6月1日現在の在籍児）																		
※1. 理由が重複する場合は、それぞれの欄に数値を計上。入所理由の判断は、児童相談所の児童票のほか家族との面談等により判断し、主たる要因とそれに付随する要因に分けて記入のこと。																		
※2. 27年度入所児の欄は、平成27年度（H27. 4. 1～H28. 3. 31）に新規入所してきた人についてのみ記入のこと。																		
内 容		在籍児・者全員について						うち27年度入所児について										
		主たる要因			付随する要因			主たる要因			付随する要因							
		措置	契約		措置	契約		措置	契約		措置	契約						
家庭の状況等	1. 親の離婚・死別	人	人		人	人		人	人		人	人						
	2. 家庭の経済的理由	人	人		人	人		人	人		人	人						
	3. 保護者の疾病・出産等	人	人		人	人		人	人		人	人						
	4. 保護者の養育力不足	人	人		人	人		人	人		人	人						
	5. 虐待・養育放棄	人	人		人	人		人	人		人	人						
	6. きょうだい等家族関係	人	人		人	人		人	人		人	人						
	7. 住宅事情・地域でのトラブル	人	人		人	人		人	人		人	人						
本人の状況等	1. その他	人	人		人	人		人	人		人	人						
	2. ADL・生活習慣の確立	人	人		人	人		人	人		人	人						
	3. 医療的ケア	人	人		人	人		人	人		人	人						
	4. 行動上の課題改善	人	人		人	人		人	人		人	人						
	5. 学校での不適応・不登校	人	人		人	人		人	人		人	人						
	6. 学校就学・通学のため	人	人		人	人		人	人		人	人						
	7. その他	人	人		人	人		人	人		人	人						

[31] 虐待による入所児の状況

①平成27年度の新規入所児童のうち虐待による入所児童(児童票や家庭での生活実態等から虐待と判断できるケースも含む)						
	被虐待児			うち児童相談所から認定		
男		人				人
女		人				人
② 虐待及びその恐れがあると判断される上記の入所児童のうち、契約で入所しているケース						人
③ 虐待の内容(※複数回答可)						
	平成27年度入所	1. 身体的虐待	2. 性的虐待	3. ネグレクト	4. 心理的虐待	計
	男	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人
	計	人	人	人	人	人
④ 平成28年6月1日現在 被虐待加算を受けている人数						人
⑤上記のほかに被虐待加算を受けたことがある児童の人数						人

[32] 在籍児の就学・就園の状況(平成28年6月1日現在)

①就学前児童の状況(活動形態)				②義務教育年齢の児童の状況(就学形態)								
1. 幼稚園への通園		人		1. 訪問教育		人						
2. 保育所に通所		人		2. 施設内分校・分教室		人						
3. 児童発達支援事業等療育機関		人		3. 特別支援学校小・中学部		人						
4. 園内訓練		人		4. 小中学校の特別支援学級		人						
5. その他		人		5. 小中学校の普通学級		人						
計		人		計		人						
③義務教育終了後の児童の状況(就学・活動形態)												
1. 訪問教育		人	4. 高等特別支援学校		人							
2. 施設内分校・分教室		人	5. 特別支援学校専攻科		人							
3. 特別支援学校高等部		人	6. 一般高校		人							
計							人					
④就学学年(平成28年6月1日現在)												
小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

[33] 家庭の状況(平成28年6月1日在籍児童) ※人数は兄弟姉妹の場合も各々カウント

家庭の状況	人数	その内措置人数
1. 両親世帯		人
2. 母子世帯		人
3. 父子世帯		人
4. きょうだいのみ世帯		人
5. 祖父母・親戚が保護者として対応の世帯		人
6. その他		人
計		人
7. 兄弟姉妹で入所	世帯	人
		世帯

[34] 帰省について（平成 27 年度実績）									
	1. 週末(隔週)ごとに帰省		2. 月に 1 回程度		3. 年に 1～2 回程度		4. 帰省なし		
措置	人		人		人		人		
契約	人		人		人		人		
4. 帰省なし の児童が帰省できない理由（主な理由）									
	1. 家族がいない							人	
	2. 地理的条件で困難							人	
	3. 本人の事情で帰らない							人	
	4. 家庭状況から帰せない							人	
	5. その他（理由 _____）							人	
[35] 面会等訪問の状況（平成 27 年度実績）									
1. 家族の訪問なし							人		
2. 週末（隔週）ごとに家族が訪問							人		
3. 月に 1 回程度家族が訪問							人		
4. 年に 1～2 回程度家族が訪問							人		
5. 職員が引率して家庭で面会							人		
6. 面会の制限が必要な児童							人		
計							人		
[36] 退所児・者の状況									
①平成 27 年度の退所児・者数									
	5 歳以下	6～11 歳	12～14 歳	15～17 歳	18～19 歳	20～29 歳	30～39 歳	40 歳以上	計
措置	人	人	人	人	人	人	人	人	人
契約	人	人	人	人	人	人	人	人	人
②平成 27 年度に契約児童で利用料等滞納のまま退所した児・者数								人	
③平成 27 年度に退所した児童のフォローアップ ※進路先への引継ぎ訪問、家庭訪問等を含む									
<input type="checkbox"/> 1. 実施した _____ 人 _____ 回 <input type="checkbox"/> 2. 実施していない									
[37] 障害の状況（平成 28 年 6 月 1 日現在）									
①重度加算認定数			措置費		人		施設給付費（契約）		人
②強度行動障害加算認定数			措置		人		契約		人
③重度重複障害加算認定数			措置		人		契約		人
④行動上の困難さの状況※複数回答可									
行動特性		月 1 回程度	週 1 回以上	行動特性		月 1 回程度	週 1 回以上		
1. 強いこだわり		人	人	10. 徘徊・放浪		人	人		
2. 自傷行為		人	人	11. 盗癖		人	人		
3. 他傷、他害		人	人	12. 性的問題		人	人		
4. 奇声・著しい騒がしさ		人	人	13. 異食・過食・反すう・多飲水		人	人		
5. 無断外出		人	人	14. 不潔行為（弄便・唾遊び等）		人	人		
6. 器物破損等激しい破壊行為		人	人	15. 弄火		人	人		
7. 著しい騒がしさ		人	人	16. 睡眠の乱れ		人	人		
8. 多動・飛び出し行為		人	人	17. 緘黙		人	人		
9. 寡動・行動停止		人	人	18. その他		人	人		

[38]服薬の状況（平成28年6月1日現在で服薬している数：重複回答可）

① 服薬の内容

抗精神薬	1. 抗てんかん薬	2. 抗精神薬・抗不安薬	3. 睡眠導入薬
	人	人	人
慢性疾患 (1ヶ月以上服用している場合)	1. 心臓疾患	2. 腎臓疾患	3. 糖尿病
	人	人	人
	4. 喘息	5. 貧血	6. その他
	人	人	人

② 受診形態と受診科目の状況（平成27年度実績）※受診科目は平成27年度の実人員と延べ回数

受診科目	実人数	延べ回数
1. 精神科・脳神経外科	人	回
2. 小児科・内科	人	回
3. 外科・整形外科	人	回
4. 歯科	人	回
5. その他	人	回
合計	人	回

[39]入院の状況 ※該当する番号の口に✓点を記入

①平成27年度の入院

1. 入院あり（\_\_\_\_\_人 延べ日数\_\_\_\_\_日（うち付添日数\_\_\_\_\_日）  2. ない

② 健康保険の資格停止・無保険（契約児）

1. いる（平成27年度延べ\_\_\_\_\_人 平成28年6月1日\_\_\_\_\_人）  2. ない

③ 経済的負担で通院を見合わせた事例（平成27年度～現在まで）

1. ある（\_\_\_\_\_人 延べ\_\_\_\_\_回）  2. ない

④ 医療費の支払いの滞納事例（平成28年5月末現在）

1. いる（\_\_\_\_\_人 延べ\_\_\_\_\_円）  2. ない

[40]施設建物の形態について

※該当する番号の口に✓点を記入

※生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位とする。

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）  
 2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）  
 3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）  
 4. 居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2、3を合わせて設けている構造）  
 5. 敷地外に生活の場を設けている（自活訓練も含む）  
 ⇒SQ（\_\_\_\_\_）箇所、その場合、食事は（ 1. 本体施設から配食  2. 自前調理  3. 配食+自前調理）

[41]居住スペースと生活援助スタッフの構成について

※生活単位の規模別の状況を下表に記入のこと。なお、上記設問[40]施設建物の形態について「 1. 居住棟一体型」を選択された施設は、独立した援助（活動）単位を生活単位に置き換えて回答のこと。

※専任スタッフ数は、規模別に複数の単位がある場合はその合計数を記入のこと。

生活単位規模	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	15人以上
1. 生活単位の設置数				
2. その専任スタッフ数（人）				

[42] 「自活訓練事業」及び準じた取り組み(28年6月1日現在) ※該当する番号の□に✓点を記入									
□1. 実施している					□2. 今後実施する予定				
自活訓練加算対象		措置_____人		契約_____人		加算対象外(独自の事業) _____人			
[43] 障害児等療育支援事業(都道府県の地域生活支援事業による事業等)及び療育相談事業等									
□1. 実施している					□2. 法人内の他施設が実施している			□3. 実施していない	
実施している場合、事業内容別に平成27年度の実施件数等									
①訪問療育等指導事業							件		
②外来療育等相談事業							件		
③施設支援事業			保育所・幼稚園				件		
			学校				件		
			作業所				件		
			その他				件		
[44] 日中一時支援事業の実施									
□1. 実施している					□2. 実施していない				
実施の市区町村数		日中一時支援事業の実績(実施している事業所のみ)平成27年4月～28年3月							
		実人員				延べ人数			
		人				人			
[45] 福祉教育等の事業の実施									
□1. 実施している					□2. 実施していない				
⇒SQ 平成27年度(H27. 4. 1～H28. 3. 31)の受入れ									
①小・中・高校生のボランティア・体験実習							人		
②民間ボランティア							人		
③学校教員・教職免許の体験実習							人		
④単位実習			保育士				人		
			社会福祉士・主事				人		
⑤施設職員の現任訓練							人		
⑥上記以外の受入れ(具体的内容)( )							人		
[46] 児童期に視点を当てた在宅支援サービスのうち貴施設が実施している制度外サービス ※該当の全ての□に✓点を記入									
□1. 地域住民の子育てに対する療育相談			□2. 入所児童の親を対象とした懇談会・学習会						
□3. 専門的療育援助セッション			□4. ボランティア講座・体験学習・地域住民への研修						
□5. 母子体験訓練			□6. 放課後療育			□7. 児童・生徒の福祉体験交流			
□8. 通院等に対する職員派遣			□9. 送迎サービス			□10. 家庭訪問指導			
□11. 余暇活動支援			□12. その他( )						
[47] 児童と直接処遇職員の比率(平成28年6月1日現在)									
※直接処遇職員とは児童指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は、0.5人と数える。									
但し、それらの職種でも外来療育や巡回相談等入所児童以外を対象とした業務に専従している職員は除く。									
①定員との比率		定員		人 ÷		直接処遇職員数		人 = . ※小数点第一位まで	
②在籍児童数との比率		在籍児童数		人 ÷		直接処遇職員数		人 = .	

<b>[48]施設の運営費について</b>							
①現行の加算について ※該当の全ての□に✓点を記入							
<input type="checkbox"/> 1. 児童発達支援管理責任者専任加算	<input type="checkbox"/> 2. 職業指導員加算			<input type="checkbox"/> 3. 重度障害児支援加算			
<input type="checkbox"/> 4. 重度重複障害児加算	<input type="checkbox"/> 5. 強度行動障害児特別支援加算			<input type="checkbox"/> 6. 幼児加算			
<input type="checkbox"/> 7. 心理担当職員配置加算	<input type="checkbox"/> 8. 看護師配置加算			<input type="checkbox"/> 9. 入院・外泊時加算			
<input type="checkbox"/> 10. 自活訓練加算	<input type="checkbox"/> 11. 入院時特別支援加算			<input type="checkbox"/> 12. 地域移行加算			
<input type="checkbox"/> 13. 栄養士配置加算	<input type="checkbox"/> 14. 栄養ケアマネジメント加算			<input type="checkbox"/> 15. 小規模グループケア加算			
②自治体の加算措置について ※公立施設は、国措置費・給付費を超えた運営費の場合は「ある」を選択							
1. 職員配置等の事務費の補助	<input type="checkbox"/> a. ある	<input type="checkbox"/> b. ない					
2. 事業費に対する加算措置	<input type="checkbox"/> a. ある	<input type="checkbox"/> b. ない					
<b>[49]在所延長規定の廃止に伴う今後の児童施設としての計画について ※該当する番号の□に✓点を記入</b>							
①障害者支援施設の経過措置の指定							
<input type="checkbox"/> 1. 受けている				<input type="checkbox"/> 2. 受けていない			
②今後の対応の方針							
<input type="checkbox"/> 1. 児童施設として維持		<input type="checkbox"/> 2. 障害者支援施設を併設		<input type="checkbox"/> 3. 障害者支援施設に転換			
③児童施設の定員							
<input type="checkbox"/> 1. 現行定員を維持する				<input type="checkbox"/> 2. 定員を削減する ⇒削減数 _____人			
④障害種別の一元化に際し、他の障害の受入れに伴う設備・構造							
<input type="checkbox"/> 1. 身体障害の車椅子対応		⇒ <input type="checkbox"/> a. 現状で可能		<input type="checkbox"/> b. 改築等が必要		<input type="checkbox"/> c. 受入れ困難	
<input type="checkbox"/> 2. 盲・ろうあ児の受入れ		⇒ <input type="checkbox"/> a. 現状で可能		<input type="checkbox"/> b. 改築等が必要		<input type="checkbox"/> c. 受入れ困難	
<b>[50]在所延長している児童の見通しについて(本人の能力等からみて)</b>							
1. 家庭引き取り		2. 単身生活					人
3. 障害者支援施設の対象	人	うち28年度末までに移行が可能な人					人
4. グループホームの対象	人	うち28年度末までに移行が可能な人					人
<b>[51]児童相談所との関係 ※該当する番号の□に✓点を記入</b>							
①児童福祉司等の訪問		<input type="checkbox"/> 1. 平成27年度に訪問があった ⇒児童相談所数_____カ所_____回					
		<input type="checkbox"/> 2. 児童福祉司等の訪問はない					
②児童相談所との連携		<input type="checkbox"/> 1. 県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている					
		<input type="checkbox"/> 2. 定期的に児童相談所を訪問して協議を行っている					
		<input type="checkbox"/> 3. 不定期であるが児童相談所を訪問して協議を行っている					
		<input type="checkbox"/> 4. 特に行っていない					
③措置児童の18歳以降の対応		<input type="checkbox"/> 1. 18歳到達日以降の措置延長は原則として認められない					
		<input type="checkbox"/> 2. 高校(高等部)卒業までは措置延長が認められるが、それ以降は認められない					
		<input type="checkbox"/> 3. 高校(高等部)卒業後も、事情により20歳までの措置延長が認められる					
		<input type="checkbox"/> 4. 20歳以降も事情により措置延長が認められる					
④契約児童の18歳以降の対応		<input type="checkbox"/> 1. 18歳到達日以降の支給期間の延長は原則として認められない					
		<input type="checkbox"/> 2. 高校(高等部)卒業までは支給期間の延長が認められるが、それ以降は認められない					
		<input type="checkbox"/> 3. 高校(高等部)卒業以降も、事情により20歳までの支給期間の延長が認められる					
		<input type="checkbox"/> 4. 20歳以降も事情により支給期間の延長が認められる					
<b>[52]利用者負担金の未収状況等</b>							
平成27年度の未収分	人	総額	円	うち平成26年度以前の未収分	人	総額	円
<b>[53]平成27年度の苦情受付の件数</b>							
件	その内容	1. 施設運営に関する	件	2. 生活支援に関する	件	3. その他	件
<b>[54]第三者委員等との相談の頻度 ※該当する番号の□に✓点を記入</b>							
<input type="checkbox"/> 1. 月1回程度		<input type="checkbox"/> 2. 学期に1回程度		<input type="checkbox"/> 3. 年に1回程度		<input type="checkbox"/> 4. 相談の機会はない	

ご協力いただき誠にありがとうございます